CRESCO

証券コード：4674

第37回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年６月20日（金曜日）
午前10時（午前９時より受付開始）

場所

東京都港区高輪４-10-30
品川プリンスホテル
メインタワー34階　「ルビー34」

決議事項

会社提案

第１号議案　**取締役(監査等委員である取締役を除く。)６名選任の件**
第２号議案　**監査等委員である取締役３名選任の件**
第３号議案　**補欠監査等委員である取締役１名選任の件**

株主提案

第４号議案　**定款一部変更の件**
第５号議案　**剰余金処分の件**
第６号議案　**自己株式取得の件**

書面やインターネット等による議決権行使期限は
2025年６月19日（木曜日）までです。

目次

ごあいさつ…… 2
招集ご通知…… 3
　議決権行使方法 …… 5
　ライブ配信…… 8
株主総会参考書類…… 9
事業報告…… 32
連結計算書類…… 63
　連結注記表…… 67
個別計算書類…… 86
　個別注記表…… 89
監査報告書…… 97

開示方法

全ての株主の皆様へ送付	印刷書面をお申込みの株主の皆様へ送付	ウェブサイトに掲載
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■
■	■	■

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/4674/

ごあいさつ

株主の皆さま、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第37回定時株主総会を2025年6月20日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

クレスコグループは、「技術と品質」にこだわるIT企業として、豊富な経験と技術力、国内外協力会社とのパートナーシップ、外部企業や研究機関との共同研究・開発などをベースに、システム開発を主力とした、ITサービス事業およびデジタルソリューション事業を展開しております。

新年度早々、トランプ関税発動に伴うさらなる世界的な物価高騰、景気後退懸念から、金融市場が不安定化しております。国内でも労働需給ひっ迫のなか実質賃金の低下が続き、企業は賃金引き上げと生産性向上の両立を迫られております。一方、産業界全体が、生成AIを活用してデジタルビジネス、DXを進化させ、新規事業・サービス創出、収益力向上などを実現しサステナブルな成長を目指す「新たな時代」を迎えております。今後は、地域紛争などグローバルリスクのみならず、物価動向、為替や株式相場の変動、金融政策の行方、個客ニーズの多様化・高度化など、先行きが見通しにくい経営環境下で、当社は「即応する力」を厳しく問われることになることでしょう。

経営環境の激変に即応すべく、クレスコグループは、「AI（人工知能）」「セキュリティ」「データアナリティクス」などデジタルソリューション事業の更なる強化、お客様との戦略レベルでのパートナーシップ強化、共創モデルへの移行などを通じ、企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

証券コード 4674
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日　2025年5月28日)

株　主　各　位

東京都港区港南二丁目15番１号
株　式　会　社　ク　レ　ス　コ
代表取締役 社長執行役員　冨永　宏

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。後記の「株主総会参考書類」または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年**６月19日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいま**すよう、お願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時	**2025年６月20日（金曜日）午前10時**		
場　　所	東京都港区高輪四丁目10番30号 **品川プリンスホテル** メインタワー34階　「**ルビー34**」		
目的事項	**報告事項**	1．第37期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件	
		2．第37期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）計算書類の内容報告の件	
	決議事項	**会社提案**	**第１号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
			第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
			第３号議案　補欠監査等委員である取締役１名選任の件
		株主提案	**第４号議案**　定款一部変更の件
			第５号議案　剰余金処分の件
			第６号議案　自己株式取得の件

議決権行使に関する事項	・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。 ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。 ・議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案は「賛」、株主提案は「否」の意思表示があったものとして、お取り扱いいたします。
電子提供措置に関する事項	・本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第37回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。 **【当社ウェブサイト】** https://www.cresco.co.jp/ja/ir/library/meeting.html ・電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。以下のサイトにアクセスし、「銘柄名：クレスコ」または「証券コード：4674」を入力のうえ「検索」し、表示された画面で「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」から、ご確認ください。 **【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】** https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※ 書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

以上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要です)

＊代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時	2025年6月20日(金曜日) 午前10時

株主総会にご出席されない場合

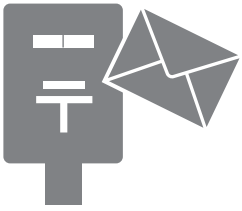

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限	2025年6月19日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使

https://evote.tr.mufg.jp/ にアクセスのうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限	2025年6月19日(木曜日) 午後5時30分受付分まで

機関投資家の皆様へ：議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人を含みます。)が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

書面による議決権行使について

本総会では、1名の株主様より議案のご提案をいただいております。
議案には、「会社提案」と「株主提案」がございます。

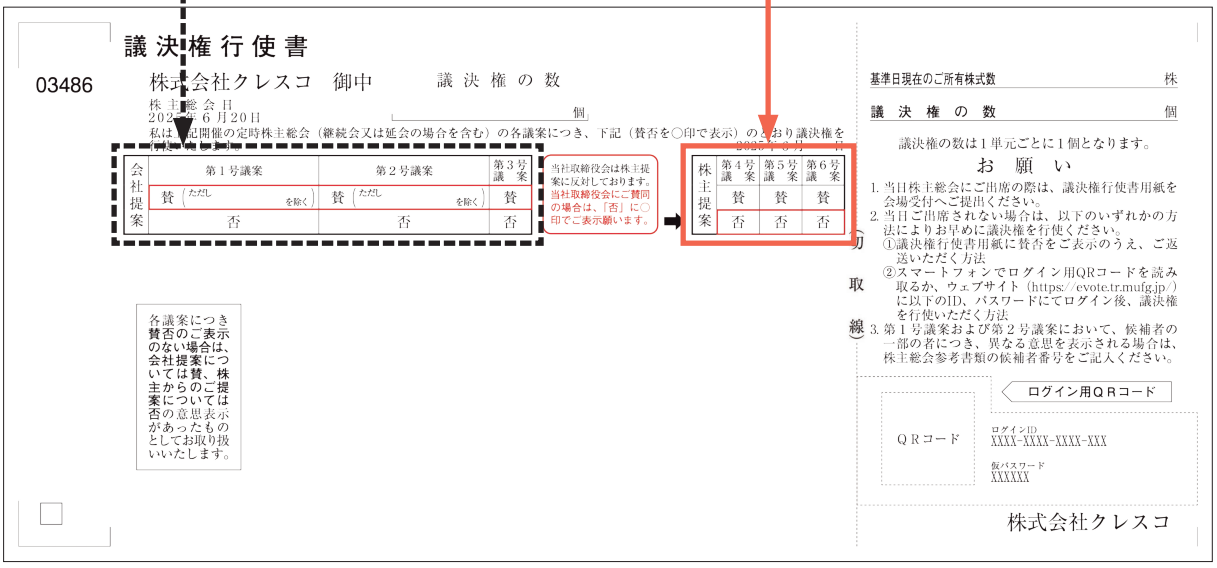

各議案の賛否（賛成の場合：「賛」に○印、反対の場合：「否」に○印）をご記入ください。

当社取締役会は、「株主提案」のいずれにも反対しております。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合は、以下のようにご記入ください。

	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛（ただし　を除く）	賛（ただし　を除く）	賛
	否	否	否

	第4号議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	賛	賛	賛
	否	否	否

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❶QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

❷議決権行使方法を選択

議案賛否方法の選択画面が表示されたら、議決権行使方法を選択する。

❸各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。

画面の案内にしたがって行使完了です

ログインID・仮パスワードを入力する方法

❶ 議決権行使サイトにアクセスする

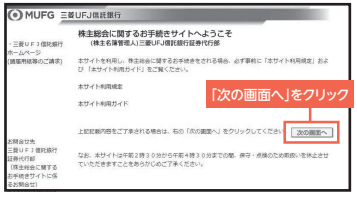

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

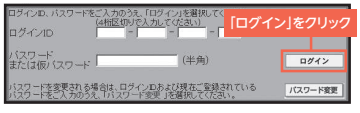

❸ 以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク

0120-173-027（通話料無料/受付時間　午前9時～午後9時）

※ インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことで実施可能です。
※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットライブ配信のご案内

本株主総会当日の模様は、インターネットでのライブ配信を予定しております。
なお、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声は配信されますので、予めご了承ください。
なお、事業報告等の一部模様の動画を、後日、当社ウェブサイトに掲載いたします。

配信日時	2025年６月20日（金曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

視聴方法

① パソコン、スマートフォン、タブレット端末で、以下の「URL」にアクセスしてください。

URL	https://icue-gmos.com/cresco/37_soukai/ 右記のQRコードを読み取ることでもアクセスできます。

② IDとパスワードを入力する認証画面が表示されますので、下記の「ID」「パスワード」をご入力ください。

ＩＤ	
パスワード	

記載のある15桁の番号のうち、中央の8桁の番号が株主番号です。 xxxx-1234-5678-xxx

＜ご注意＞

1．ご使用のパソコン、スマートフォン、タブレット端末のインターネットの接続環境や回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
2．ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。
3．株主総会のライブ配信は、総会会場にご来場されない株主様への情報提供を目的としており、**本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません**。事前に、書面またはインターネットでご行使ください。
4．撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
5．IDとパスワードの第三者への提供は、固くお断りいたします。
6．インターネット回線や機材トラブル等によるやむを得ない理由により、配信が中止になる場合があります。

ライブ配信に関するお問合せ先	株式会社クレスコ　　03-5769-8011 （受付日時：2025年６月20日　金曜日　午前９時～午前12時）

株主総会参考書類

会社提案　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、反対を表明する意見はございませんでした。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	満年齢	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	根元（ねもと） 浩幸（ひろゆき）	再任	代表取締役会長	65歳	19年	100% (13/13回)
2	冨永（とみなが） 宏（ひろし）	再任	代表取締役 社長執行役員 報酬委員会委員	58歳	12年	100% (13/13回)
3	寺村（てらむら） 孝幸（たかゆき）	新任	常務執行役員 経営戦略担当	54歳	－	－
4	福井（ふくい） 順一（じゅんいち）	再任 社外 独立	社外取締役 報酬委員会委員長	71歳	7年	100% (13/13回)
5	佐藤（さとう） 幸恵（ゆきえ）	再任 社外 独立	社外取締役 報酬委員会委員	59歳	5年	100% (13/13回)
6	佐野（さの） みゆき	再任 社外 独立	社外取締役 報酬委員会委員	63歳	2年	100% (13/13回)

※ 満年齢：　総会開始時の満年齢
※ 取締役在任年数：　総会終結時の取締役在任年数

候補者番号 1

根元（ねもと） 浩幸（ひろゆき） 再任

（1960年2月12日生）

所有する当社株式の数
225,900株

■ 略歴、地位および担当

1988年４月　当社 設立に伴い入社
1998年４月　当社 オープンシステム事業部システム技術部長
2002年４月　当社 ソリューション本部フィナンシャル・ソリューション事業部長
2006年６月　当社 取締役 ソリューション本部副本部長
2008年４月　当社 常務取締役 ソリューション本部長
2010年４月　当社 常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
2011年４月　当社 常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼営業統括部長
2011年10月　当社 常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
2012年４月　当社 常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼コンサルティングセンター長
2013年４月　当社 常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
2014年４月　当社 代表取締役社長
2016年６月　当社 代表取締役 社長執行役員
2022年４月　当社 代表取締役会長 【現任】

■ 重要な兼職の状況

ー

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役会長として、M&Aやグループ事業拡大に関する豊富な知見を基に、グループ内のシナジー効果を最大限に発揮できるように全体のリソースを適切に活用し、当社グループ全体を牽引しております。
引き続き、当社グループの企業価値の向上に寄与する人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 **冨永（とみなが） 宏（ひろし）** 再任 （1967年1月9日生）

所有する当社株式の数
48,437株

■ **略歴、地位および担当**

1990年 4 月　当社 入社
2006年 4 月　当社 ソリューション本部基盤システム事業部第三部長
2007年 4 月　当社 ソリューション本部基盤ソリューション事業部副事業部長
2009年 4 月　当社 ソリューション本部基盤ソリューション事業部長
2013年 4 月　当社 ビジネスソリューション事業本部副本部長
2013年 6 月　当社 取締役 ビジネスソリューション事業本部副本部長
2014年 4 月　当社 取締役 事業統括本部副本部長
2016年 4 月　当社 取締役 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2016年 6 月　当社 取締役執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2017年 6 月　当社 取締役 常務執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2018年 4 月　当社 取締役 常務執行役員 管理部門管掌兼経営管理本部長
2020年 4 月　当社 取締役 常務執行役員 サービスコンピテンシー統括本部長兼技術研究所、品質管理本部管掌
2021年 6 月　当社 取締役 専務執行役員 サービスコンピテンシー統括本部長兼技術研究所、品質管理本部管掌
2022年 4 月　当社 代表取締役 社長執行役員 【現任】

■ **重要な兼職の状況**

ー

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役 社長執行役員としてリーダーシップを発揮して、取締役として職務執行を適切に監督するとともに、中長期を見据えた戦略的なビジョンを策定・実行し、当社およびグループ全体の経営を担っております。
引き続き、当社グループの継続的な発展を牽引していく人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 てらむら 寺村 たかゆき 孝幸 新任
（1970年12月10日生）

所有する当社株式の数
8,059株

■ 略歴、地位および担当

1991年４月　当社 入社
2007年４月　当社 ソリューション本部エンベデッドソリューション事業部第二部長
2015年４月　当社 事業統括本部エンベデッドソリューション事業部副事業部長兼プロジェクト技術室長
2019年４月　当社 事業統括本部エンベデッドソリューション事業部長
2020年４月　当社 執行役員 事業統括本部インダストリアルビジネスユニット長
　　兼エンベデッドソリューション事業部長
2021年４月　当社 執行役員 インダストリアルビジネスユニット長
2022年４月　当社 常務執行役員 インダストリアルビジネス本部長
2024年４月　当社 常務執行役員 インダストリアルビジネス本部長兼技術研究所管掌
2025年４月　当社 常務執行役員 経営戦略担当 【現任】

■ 重要な兼職の状況

ー

取締役候補者とした理由

インダストリアルビジネス事業およびエンベデッドソリューション事業において、豊富な経験と知識を有しております。現在は、当社の常務執行役員として、当社の中期経営計画の実現に向けてその職責を十分に果たしております。同氏の経験と知識は、当社の重要な業務執行の決定並びに監督において重要な役割を果たしており、当社および当社グループの企業価値の向上に寄与する人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

福井 順一（ふくい じゅんいち）

再任 社外 独立

（1953年11月５日生）

所有する当社株式の数
０株

■ 略歴、地位および担当

1977年４月　日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行）　入行
1999年２月　同行 広報部長
2000年６月　同行 秘書室長兼広報室長
2001年４月　同行 本店営業第三部長
2005年10月　株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役
2014年３月　同社 顧問
2014年10月　一般社団法人共同通信社 経営企画室顧問
2015年６月　株式会社共同通信社取締役 事業担当
2016年６月　同社 常務取締役
2018年６月　当社 社外取締役 【現任】
2019年６月　株式会社共同通信社 顧問
2023年６月　日総工産株式会社 社外取締役
2023年10月　NISSOホールディングス株式会社 社外取締役 【現任】
2025年３月　公益財団法人原田積善会 評議員 【現任】

■ 重要な兼職の状況

NISSOホールディングス株式会社 社外取締役、公益財団法人原田積善会 評議員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

同氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を持ち、特に経営企画や広報戦略に関する豊富な経験と実績を有しております。
当社の社外取締役として、当社の現状を客観的な視点で評価いただき、取締役会において、取締役会の実効性や広報戦略等について助言・支援をいただくなど、当社グループの継続的な成長に大きく貢献し、十分な職責を果たしていただいております。
引き続き、当社グループ全体の継続的な成長に向けて貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1．**独立役員の届出について**
株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、予め独立役員として同取引所に届け出ております。
2．**当社の社外取締役に就任してからの年数**
福井順一氏の当社社外取締役在任期間は７年であります。
3．**重要な兼職先と当社の関係**
該当事項はありません。
4．**過去に業務執行していた企業と当社の関係**
福井順一氏は、2014年9月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してから５年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の１％程度と僅少であります。
5．**責任限定契約の概要**
当社は、福井順一氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号 5 佐藤（さとう） 幸恵（ゆきえ） 再任 社外 独立
（1965年６月30日生）

所有する当社株式の数
０株

■ **略歴、地位および担当**

1989年４月　株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行）　入行
1999年５月　エグゼクネット株式会社（現 株式会社島本パートナーズ）　入社
2007年２月　株式会社ケミストリー設立に伴い 代表取締役社長 【現任】
2020年６月　当社 社外取締役 【現任】

■ **重要な兼職の状況**

株式会社ケミストリー　代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

同氏は、エグゼクティブコンサルティングの豊富な経験と実績を有するとともに、企業経営者として、経営全般に関する幅広い知識と見識を有しております。また、当社が社外取締役に求める、高い倫理観、独立性、多様性への理解、公平性などの人格的要素も備えております。
当社の社外取締役として、取締役会において、客観的な視点での助言や支援をいただいており、特に人材活用や育成の観点で、当社グループの継続的な成長に大きく貢献いただいております。
引き続き、当社グループ全体の継続的な成長に向けて貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1．**独立役員の届出について**
株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、予め独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社は、同氏が過去に業務執行していた企業との間に取引関係はありません。

2．**当社の社外取締役に就任してからの年数**
佐藤幸恵氏の当社社外取締役在任期間は５年であります。

3．**重要な兼職先と当社の関係**
佐藤幸恵氏が兼職する株式会社ケミストリーと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

4．**責任限定契約の概要**
当社は、佐藤幸恵氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号 6 さの 佐野　みゆき　再任　社外　独立　（1962年５月26日生）

所有する当社株式の数
０株

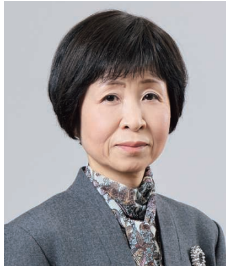

■ 略歴、地位および担当

1985年４月　日本電信電話株式会社　入社
1999年７月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社 転籍
2015年６月　ＮＴＴヒューマンソリューションズ株式会社（現 株式会社パソナＨＳ）　入社
　　同社 取締役 企画総務部長
2018年８月　同社 常務執行役員 企画総務部長
2020年６月　同社 常務執行役員 営業総本部 副総本部長
2020年９月　同社 営業総本部 特命担当部長
2023年６月　当社 社外取締役 【現任】
2024年６月　北陸電気工事株式会社 社外取締役 【現任】

■ 重要な兼職の状況

北陸電気工事株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

同氏は、事業会社において要職や取締役を歴任し、営業企画に関する豊富な経験と実績を有するとともに、人事・総務などの管理部門全般についての豊富な経験を有しております。
当社の社外取締役として、当社の現状を客観的な視点で評価いただき、取締役会において、当社の事業活動に関する助言・支援を多くいただくなど、十分な職責を果たしていただいております。
引き続き、当社グループ全体の継続的な成長に向けて貢献いただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1．**独立役員の届出について**
　株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、予め独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社は、同氏が過去に業務執行していた企業との間に取引関係はありません。
2．**当社の社外取締役に就任してからの年数**
　佐野みゆき氏の当社社外取締役在任期間は2年であります。
3．**重要な兼職先と当社の関係**
　該当事項はありません。
4．**過去に業務執行していた企業と当社の関係**
　佐野みゆき氏は、2023年５月まで、株式会社パソナＨＳの業務執行者でありましたが、同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
5．**責任限定契約の概要**
　当社は、佐野みゆき氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定でおります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　２．所有する当社株式数には、当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
　　３．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。また、被保険者の保険料負担はありません。

会社提案　第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	満年齢	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	髙石（たかいし）　哲（さとし）	再任	取締役（常勤監査等委員）	63歳	４年	100% (13/13回)
2	佐藤（さとう）　治夫（はるお）	再任　社外　独立	社外取締役（監査等委員）	68歳	８年	92% (12/13回)
3	前川（まえかわ）　昌之（まさゆき）	再任　社外　独立	社外取締役（監査等委員）	60歳	４年	100% (13/13回)

※ 満年齢：　総会開始時の満年齢
※ 取締役在任年数：　総会終結時の取締役在任年数

候補者番号 1 高石（たかいし） 哲（さとし） 再任

（1962年5月26日生）

所有する当社株式の数
21,986株

■ 略歴、地位および担当

2015年７月　当社 入社 企画推進事業部副事業部長
2016年４月　当社 グループ事業推進本部副本部長
2017年６月　当社 執行役員 グループ事業推進本部副本部長
2018年４月　当社 執行役員 グループ事業推進本部長
2020年４月　当社 執行役員 コーポレート統括本部副本部長
2021年６月　当社 取締役 常勤監査等委員 【現任】

■ 重要な兼職の状況

－

取締役候補者とした理由

事業会社において監査部門の責任者として、グローバルで監査業務を主導してきました。当社入社後は、M&A、グループガバナンスの強化において、その職務を十分に果たしております。

引き続き、積み重ねた業務経験と知見は、監査等委員会の職務遂行に資するものと期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2** **佐藤（さとう） 治夫（はるお）** 再任 社外 独立
（1956年11月27日生）

所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、地位および担当

1979年 4 月　野村コンピュータシステム株式会社（現 野村総合研究所）　入社
2003年 7 月　株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役
2009年 4 月　ニッセイ情報テクノロジー株式会社 執行役員
2015年 4 月　コンサルタントとして独立
2017年 6 月　当社 監査等委員である社外取締役 【現任】
2022年12月　Cognavi India Private Limited　Director
2023年 6 月　株式会社フォーラムエンジニアリング 取締役

■ 重要な兼職の状況

－

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、情報システムコンサルティングならびに情報システムの企画、設計および開発等に関する豊富な経験と知見に基づき、独立した中立的な立場から、経営計画の策定に関し取締役会において助言いただいております。

引き続き、経営計画の進捗状況等の確認と取締役の監視等適切な職務が遂行されることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1．**独立役員の届出について**
株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。

2．**当社の社外取締役に就任してからの年数**
佐藤治夫氏の当社社外取締役在任期間は8年、うち監査等委員である取締役在任期間は8年であります。

3．**過去に業務執行していた企業と当社の関係**
佐藤治夫氏は、2008年6月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに10年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の１％程度と僅少であります。

4．**責任限定契約の概要**
当社は、佐藤治夫氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号 3 まえかわ まさゆき 前川 昌之 再任 社外 独立 （1965年３月30日生）

所有する当社株式の数
０株

■ 略歴、地位および担当

1991年10月　中央新光監査法人 入社
2001年３月　公認会計士税理士事務所 前川昌之事務所設立に伴い所長就任 【現任】
2004年12月　株式会社モブキャスト（現 株式会社モブキャストホールディングス） 監査役
2005年７月　株式会社トランザス（現 株式会社トラース・オン・プロダクト） 監査役
2006年10月　株式会社CONSOLIX 設立に伴い代表取締役社長 【現任】
2012年６月　株式会社ウシオスペックス（現 株式会社モデュレックス） 監査役 【現任】
2014年３月　株式会社トランザス（現 株式会社トラース・オン・プロダクト） 取締役
2015年２月　株式会社アイ・ピー・エフ・コーポレーション 代表取締役 【現任】
2015年３月　株式会社ZMP 監査役
2021年６月　当社 監査等委員である社外取締役 【現任】
　　アイエーグループ株式会社 社外取締役 【現任】
2023年11月　黒谷株式会社（現 株式会社ＭＥＲＦ） 社外取締役 【現任】

■ 重要な兼職の状況

公認会計士税理士事務所 前川昌之事務所 所長、株式会社CONSOLIX 代表取締役社長、株式会社モデュレックス 監査役、株式会社アイ・ピー・エフ・コーポレーション 代表取締役、アイエーグループ株式会社 社外取締役、株式会社ＭＥＲＦ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

公認会計士として財務、M&A、会計および税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。直接企業経営にも関与しており、複数の企業において社外取締役の役職を歴任した幅広い経験に基づき、経営の監視を遂行していただいております。引き続き、取締役会の監督機能の強化への貢献および幅広い経営視点からの助言や意見が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

1．**独立役員の届出について**
　株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社は、同氏が過去に業務執行していた企業との間に取引関係はありません。
2．**当社の社外取締役に就任してからの年数**
　前川昌之氏の当社社外取締役在任期間は４年、うち監査等委員である取締役在任期間は４年であります。
3．**重要な兼職先と当社の関係**
　前川昌之氏が兼職する企業と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
4．**責任限定契約の概要**
　当社は、前川昌之氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
　　２．所有する当社株式数には、当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
　　３．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。また、被保険者の保険料負担はありません。

会社提案　第３号議案　補欠監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

舘（たち）　充保（みちほ）　社外　独立
（1974年7月14日生）

所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、地位および担当

2006年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会）、　設楽・阪本法律事務所 入所　【現任】
2007年９月　株式会社コープミート 監査役　【現任】
2015年６月　株式会社ヒューテックノオリン 社外監査役
2015年６月　全農エネルギー株式会社 社外監査役　【現任】
2015年10月　株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス 社外監査役
2019年６月　株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス 社外取締役（監査等委員）
2020年４月　東京簡易裁判所 民事調停員　【現任】
2023年12月　株式会社キャリア 社外取締役（監査等委員）　【現任】
2024年11月　株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス 監査役

■ 重要な兼職の状況

株式会社コープミート 監査役、全農エネルギー株式会社 社外監査役、株式会社キャリア 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割概要

弁護士としての法的視点および幅広い見識から、企業法務分野における法令、コンプライアンス、リスク管理等に関し豊富な業務経験を有しております。同氏の弁護士としての高い専門性や、複数企業での社外監査役等の経験は、中立的、客観的かつ法的見地を踏まえた経営の監視および監督に適任であると判断したことから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．舘充保氏の弁護士職務上の氏名は「髙村 充保（たかむら みちほ）」です。
２．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．舘充保氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
４．当社は、舘充保氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第１項に定める責任限定契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
５．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けとることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者の選任が承認され、かつ、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。また、被保険者の保険料負担はありません。

＜ご参考＞　当社が取締役候補者に対して期待する分野（スキルマトリックス）

長期ビジョン「CRESCO Group Ambition 2030」の実現に向けて、議案にご承認いただいた場合の各取締役に、当社が期待する分野は以下のとおりです。

●主スキル　○副スキル

候補者番号	氏　名	役割・担当	分野（※）								
			経	D	品	人	財	法	マ	国	専
取締役候補者											
1	根元　浩幸	代表取締役会長	●	●	●	○	●	○	●		
2	冨永　　宏	代表取締役 社長執行役員	●	●	●	○			○		
3	寺村　孝幸	取締役 常務執行役員	●	●	●	○			○		
4	福井　順一	社外取締役	●			●	●		●		
5	佐藤　幸恵	社外取締役	●			●	●		○	○	
6	佐野　みゆき	社外取締役	●	○	○	●			●	●	
監査等委員である取締役候補者											
1	髙石　　哲	取締役（常勤監査等委員）	●			●		●		○	
2	佐藤　治夫	社外取締役（監査等委員）	●	●	●	○				●	
3	前川　昌之	社外取締役（監査等委員）	●			○	●	●			公認会計士 税理士

※分野の定義

分野		定義
経	企業経営	企業経営に関する経験
D	ＤＸ・ＩＴ	ＤＸ・ＩＴ、システムに関する知識またはシステム開発部門での実務経験
品	品質管理	品質マネジメントに関する知識または品質管理部門での実務経験
人	人事・人材開発	人事、労務、採用に関する知識または人事部門でも実務経験
財	財務・会計	財務や会計に関する知識または経理部門での実務経験
法	法務・リスク管理	企業法務やリスクマネジメントに関する知識または法務部門での実務経験
マ	マーケティング・広報	市場、経済環境・動向に関する知識または広報・マーケティング部門での実務経験
国	国際性	グローバルビジネスに関する経験
専	専門性	士業、事業関連性のある保有資格

株　主　提　案

第４号議案から第６号議案は、以下の株主１名から提案いただいた議案です。

株主名	：	STICHTING DEPOSITARY ASCENDER GLOBAL VALUE FUND
保有する議決権数	：	3,750個

各議案の内容（①議案の要領 ②提案の理由）は、**提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま記載**しております。

（当社注）以下の『議案「(1) 定款一部変更の件」』は、第４号議案を指しており、『第２号議案「剰余金の処分」』は第５号議案を指しております。

当社取締役会は、いずれの議案にも 反対 しております。
次ページ以降の当社取締役会の意見をご確認のうえ、
議決権を行使いただきますよう、お願い申しあげます。

株主提案　第４号議案　定款一部変更の件

① 議案の要領

定款第43条を削除する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含む。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

【現行定款】
（剰余金の配当等を決定する機関）
第43条当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。

② 提案の理由

会社法上は剰余金の配当等の決定権限は株主総会にあることが原則であるところ、当社の現行定款は、剰余金の配当に関して株主総会での議論を排し、配当決定権限を取締役会に専属的に付与しています。これは、当社取締役会が株主の意思を適切に理解し、配当政策に反映させる重要な機会を失わせるものです。

2023年7月から2024年6月までに行われた株主総会に関する調査（商事法務研究会編「株主総会白書2024年版」商事法務2376号43頁以下）によれば、回答上場会社1,902社のうち、取締役会に剰余金の処分権限を専属させている会社は233社(12.3%)に過ぎないとのことです。

これらの点に鑑み、当社が最高のコーポレートガバナンスを遵守していることを確実なものとするため、提案者は、定款第43条を削除することを提案します。同条の削除により、取締役会が剰余金の配当等に関する決定権を失い、代わりに株主総会がこれらの決定機関となります。この定款変更は、当社が資本政策の管理に関し、株主の意思に厳格に従うことを確保することになります。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第４号議案に 反対 いたします。

当社は株主のみなさまに対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を維持することを基本方針としております。株主のみなさまへの適切な利益還元を決定するにあたっては、当社の事業特性を取り巻く経営環境の変化、当期の業績と今後の見通し、内部留保や分配可能額等を考慮して、株主総会ではなく取締役会において迅速かつ柔軟に判断し、配当を決定することが適切であると考えております。

また、当社は、会社法改正後速やかに監査等委員会設置会社へ移行しており、当社取締役会は過半数を独立社外取締役が占め、コーポレート・ガバナンスの基本方針に沿って、取締役会を中心とした的確かつ迅速な意思決定および業務執行体制の構築を図っております。

以上から、剰余金の配当等の決定機関につきましては、会社法第459条第１項及び第460条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によることを維持したいと考えております。

したがいまして、**当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。**

株主提案　第５号議案　剰余金処分の件

① 議案の要領

議案「(1) 定款一部変更の件」の承認可決を条件として、剰余金の処分を以下のとおりとする。
当社が、本定時株主総会において剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、本議案は、当該提案とは独立して追加で提案される。
また、本議案は、本定時株主総会において提案者以外の当社株主が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案される。

ア　配当財産の種類
金銭

イ　1株あたり配当額
金100円から、現行定款第43条に基づいて本定時株主総会の開催日までに2024年9月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した当社普通株式1株当たりの剰余金配当額及び本定時株主総会において提案者以外の当社株主が提案し承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額の合計額を控除した金額

ウ　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

エ　剰余金の配当が効力を生じる日
本定時株主総会の日

オ　配当金支払開始日
本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

② 提案の理由

当社は、2024年12月31 日現在、現金及び預金並びに短期投資（有価証券）として約144億円を保有しており、この金額は、3年間の販管費に相当します。さらに、当社は、主に本業との関連性のない上場有価証券からなる長期の投資有価証券約92億円を保有しています。当社は、このような長期投資を保有し、管理するための事業上の理論的根拠も本質的な適性も有していません。それらは売却され、株主に分配されるべきです。
さらに、2024年12月31 日現在、現金および長期投資は総資産の56％を占め、資本構成の不均衡が浮き彫りになっています。

現在の日本のインフレを考慮すれば、現金は取返しがつかないほど価値を失いつつあります。当社が保有する現金の額は過剰であり、これは機械的にROEを押し下げ、株価評価の足かせとなっています。当社は、限られた運転資金とほとんど設備投資を必要としないアセットライト・ビジネス・モデルのおかげで、過去5年間で121億円のフリーキャッシュフローを生み出してきました。当社の中期経営計画に基づき、売上高成長率、利益率が過去の水準を維持していることを前提にすれば、今後5年間で同様のフリーキャッシュフローを生み出すと考えるのが適切です。このため、迅速な資本構成の改善と株主還元の充実を図っていくことが重要と言わざるを得ません。

また、有利子負債残高は18億円となり、キャッシュ水準を大きく下回り、好調な「ネットキャッシュ」の状態が続いています。また、2024年3月期の2024年5月13日付決算説明資料の17頁に記載されている、人的資本、研究開発、事業開発およびブランディングを含む成長投資は、株主に帰すべき利益を算定する箭のコストとして説明されています。

クレスコは過去5年間で14億円のM&A投資に成功しました。将来のキャッシュフローに加えて、50億円の現金準備金を積み立てることは、当社の低金利での借入能力とあわせて考えると、将来のM&A投資としては過剰と言わざるを得ません。

提案者は、株主に帰属する利益の適切な部分を株主の利益に配分することにより、過小評価されている企業価値を高めるために、会社が迅速に行動することを期待しています。さらに、提案者は、当社が最高の上場企業と整合的な将来の資本政策に早期にコミットし、長期的な株主の期待に応えることを推奨します。

以上を踏まえ、2025年3月期の期末配当金は1株当たり100円とし、2025年2月6 日に公表した当期純利益予想に基づき、連結配当性向を123%とすることを提案します。これには、当社の貸借対照表を正常化するために必要な例外的な1株当たり46円の配当が含まれます。例外的な配当を除けば、通常の1株当たり配当額は54円となりますが、これは2025年3月期における配当性向75%に換算されます。提案者は、当社に対し、この配当性向の水準が将来において継続することを推奨します。

当事業年度の剰余金の処分（処分予定を含む。）について、定款第43条の規定に基づき取締役会が決定した場合、または本定時株主総会において剰余金の処分に関する本議案とは別の株主提案が承認された場合には、1株当たり配当金の総額を100円とするため、期末配当金を調整する必要があります。

2024年3月期の配当額の総額は、1株あたりの配分に、2025年3月31日現在の発行済みの全配分数（自己負担分を除く）を乗じて算出することになります。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、第５号議案に 反対 いたします。

当社は、2024年２月５日の当社取締役会において、剰余金の配当に関しましては、原則親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処に、継続的に実現することを目指すよう配当方針を変更しました。その後、2024年５月13日、「中期経営計画2026」を公表しておりますが、適正な配当水準について継続的に議論を重ね、３年間で投資と株主還元を合わせて200億円の実施を計画するキャッシュアロケーションの範囲内で、当社グループの成長の達成と株主還元の均衡を図ることを考慮して、2025年５月９日の当社取締役会において、これをさらに50%へ引き上げる旨の配当方針を決定いたしております。また、内部留保資金につきましては、事業の拡大や今後予想される急速な技術革新に対応した、企業グループとしての競争力を強化するための事業投資および出資に充てることを計画しております。 提案者の提案は、剰余金の処分に関して、1株当たり配当額を、当社が2025年3月19日に発表した2025年3月期の配当予想40円から急激かつ大幅な金額に引き上げるものです。2025年3月31日現在、当社グループは約136億円のネットキャッシュを保有しておりますが、そのほとんどが、経営環境の大幅な悪化時においても一定期間固定的な費用の支払いを維持する原資であり、今後の成長にとっても不可欠なものです。

当社の企業価値の源泉である人材の雇用を維持しなければならない一方、システムエンジニアを育成することにも相応の時間がかかり、離職防止の観点から給与等の引き上げも必要であることから、人材ポートフォリオを維持して持続的にサービス提供し続けるため、一定の資金を手元に保持しておく必要があると考えており、全額を配当に回すことはできません。

当社が市場での競争力を維持するためには、緊急時への備えはもちろんのこと、成長への投資が求められます。当社は、投資や備えを図りつつ計画的に資本政策を進めることが、長期的な株主価値を向上させる最善の道であると考えており、現在進行中の「中期経営計画2026」では、３年間でM&Aや人的資本等へ投資と株主還元を合わせて計画を立て、推進しております。M&Aに関しては、2025年３月期までの過去５年間で買収のために外部に支出として約50億円を計上しておりますが、傾向として金額規模は増加傾向にあり、いち早く取引を成功させるためには潤沢な手元資金も必要な状況であると考えております。

したがいまして、**当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。**

株主提案　第６号議案　自己株式取得の件

① 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年間が経過するまでの期間に、当会社普通株式を株式総数8,800,000株、取得価額の総額金125億円、ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461 条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

なお、本議案は、議案「(1) 定款一部変更の件」の承認可決を条件として決議されるものとする。

② 提案の理由

当社の株価純利益率やEBIT比率などの評価倍率は、同じ業種の上場企業に比べて低い水準となっています。また、現金及び預金は、2024年12月31 日現在で約144億円となり、有利子負債18億円を大幅に上回っています。自己株式の取得・消却による資本効率の向上、企業価値の向上が必要不可欠です。

当社はこれまで、積極的な資本政策に沿って、株主還元策の一環として自己株式の取得を行ってきました。この提案はそれらの過去の努力と整合的であると考えられます。

2024年12月31 日現在、当社は、主に本業との関連性のない上場有価証券からなる92億円の長期投資を保有していていますが、当社は、長期投資を保有・管理するための事業上の合理性も投資を行う適正も有していないと言わざるを得ません。実際、当社はデリバティブ取引に係る損失を被っており、専門性や投資ノウハウが不足しています。すべての長期投資の処分は、自己株式の取得を通じて資本効率を高める好機となります。

したがって、本議案提案者は、本定時株主総会の1年以内に、総取得価額125億円を超えない上限880万株を限度として、自己株式を取得することを推奨します。

第2号議案「剰余金の処分」に基づき、剰余金の処分を行う場合、当連結会計年度の総還元「生向は100%を超えることとなります。ただし、前述のとおり、長期投資の処分により特別禾lj益が計上されるため、今後の成長投資のための財務健全性や能カへの影響はないものと予想されます。

現在保有している自己株式はすべて、本定時株主総会の1ヶ月以内に消却されるべきです。また、本定時株主総会の終了後1年以内に取得する自己株式についても、取得後1ヶ月以内に消却されるべきです。
提案者は、ベストプラクティスとして、すべての自己株式は消却されるべきであり、株式インセンティブプログラムまたは潜在的なM&Aプロジェクトに充当されるべきではないと考えています。

自己株式の消却は、会社の企業価値を高めるものであり、当社に悪影響は生じません。

当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第６号議案に 反対 いたします。

提案者は自己株式の取得を通じて企業価値向上を図ることを提案しています。これは、上記「第５号議案 剰余金の処分の件」による相当額の期末配当に加えて、本定時株主総会終結の時から1年の短期間で 125億円のキャッシュアウトを求めるものであり、かかる急激な資金の支出は、当社の財務の健全性を危険にさらす可能性があります。2025年３月31日現在、ネットキャッシュを合計136億円保有していますが、そのうち125億円を自社株取得に充当することは、成長投資の原資や需要減退期の固定費への備えを棄損するばかりか、当社グループの従業員を含むステークホルダーの不安をあおり、特にビジネスパートナーなどの債権者、金融機関からの信用を失うことさえも懸念されます。

当社は、現在進行している「中期経営計画2026」の３年間で株主還元を含むキャッシュアロケーションを計画しており、さらに、2030年の連結売上高1,000億円への成長を目指し、事業投資を拡大する方針です。

なお、定時株主総会から１年間で、総取得額125億円を超えない880万株を上限に自己株式を取得することは、第５号議案の反対の理由と併せても、当社の株式の出来高に照らしても、現実的ではないと考えます。

総じて、「第６号議案 自己株式の取得の件」の提案は、「第５号議案 剰余金の処分の件」の提案と同様に中長期的な企業価値向上に向けたステークホルダーの利益とは相反する短期的な視点に基づいたものであり、結果として当社グループの企業価値の向上に繋がるものではないと判断いたします。

したがいまして、**当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。**

以　上

事　業　報　告

2024年４月１日～2025年３月31日

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

「CRESCO Group Ambition 2030」

人が想い描く未来、その先へ

クレスコグループは最高のテクノロジーと絆で”わくわくする未来”を創造します

当社グループは、2021年度より10年間の長期グループビジョン「CRESCO Group Ambition 2030」をスタートしております。当該ビジョンの具現化に向け、中期経営計画として、中期経営計画2023（変革：2021年度～2023年度）、中期経営計画2026（挑戦：2024年度～2026年度）、中期経営計画2030（飛躍：2027年度～2030年度）の３ステップを設定し、２番目のステップとなる中期経営計画2026では、2026年度における「連結売上高700億円」、「連結営業利益率11.5%」、「連結ROE15%以上」を財務目標としております。

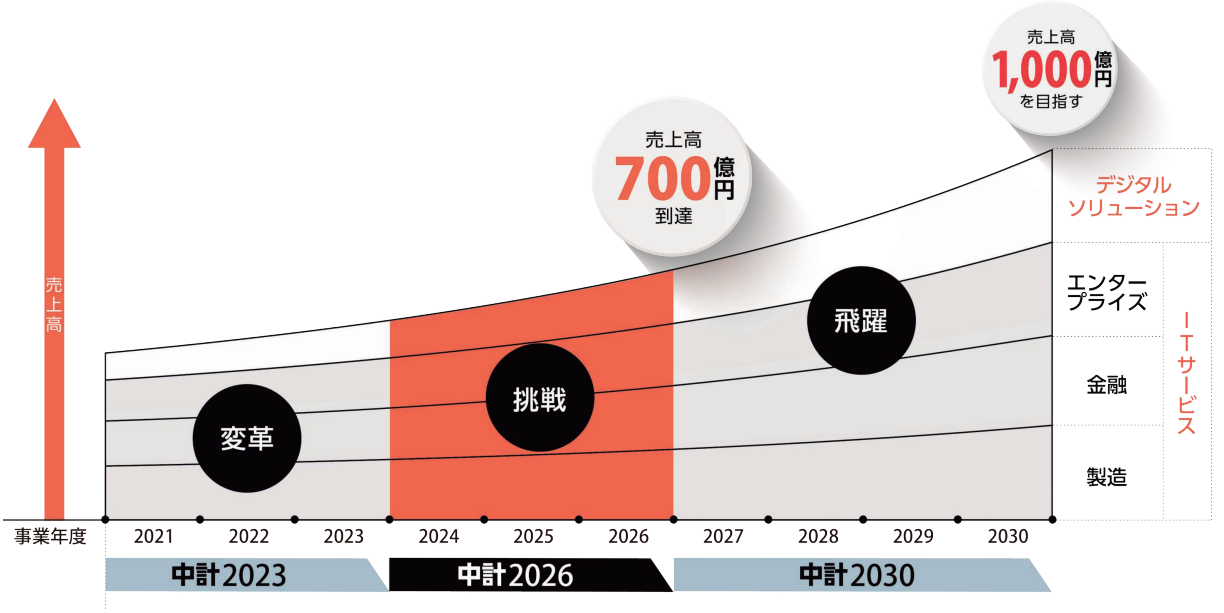

中期経営計画2026

中期経営計画2026では、７つの戦略から構成される成長戦略を策定いたしました。当社グループとしてこれらの戦略群を実践することで、『顧客とともに持続的に成長し、社会を前進させる』というミッションを果たし、同時に上記の財務目標を達成することを基本方針としております。

各戦略の方針は以下のとおりです。

① 共創型モデルの確立

従来の受託型からプロダクト型・課題解決型・未来創造型へと提案スタイルを広げていくことで、顧客の成長を支える「戦略パートナー」としての地位を確立し、顧客へ提供可能なサービス・プロダクトの価値の拡大を目指してまいります。

② 品質リーダーシップ発揮

グループ社員個人に対するITプロフェッショナルとしての育成を強化し、また、組織としても全方位型の品質管理強化を実現することで、安全・安心・感動の品質を担保し、「戦略パートナー」にふさわしいサービス・プロダクトを顧客に提供することを目指してまいります。

③ 人的資本経営推進

これらの戦略を遂行するに当たって必要な人財ポートフォリオを策定・運用し、必要な人財を採用・育成するための諸施策を実施するとともに、多様な人財が協働・躍動できる風土を醸成することで、個人と組織の力を最大化し、顧客への提供価値を創出することを目指してまいります。

④ 技術・デジタルソリューションの拡張

顧客が抱える経営課題の解消に向けて当社グループの有する技術・デジタルソリューションが貢献できるように、AI、セキュリティ、データアナリティクスを中心とした技術領域の強化・拡大と、独自のブランドソリューションの開発や国内外のソリューションの調達強化を目指してまいります。

⑤ 事業連携促進

新たな市場の開拓のためのアライアンスパートナーの獲得、高い技術力と豊富なリソースを有するビジネスパートナーとの関係強化、さらには大学・研究機関との共同研究を通じた産学連携により、当社グループのビジネスエコシステムを拡大し、顧客への価値提供につなげることを目指してまいります。

⑥ デジタル変革実現

グループ社内業務においてもデジタルソリューションを適用し、業務パフォーマンスを上げることで、グループ役員・社員をよりクリエイティブかつ高付加価値な業務に集中させ、生産性の向上につなげることを目指してまいります。

⑦ グループ一体経営

当社グループでは、各社が自主自立的な経営を行っておりますが、事業的シナジーを一層強化して顧客への提供価値の最大化を目指すとともに、グループ業務の集約化を進めて経営の効率化を実現することを目指してまいります。

経営成績

当連結会計年度（2024年４月１日～2025年３月31日）においては、日米の金融政策への警戒感や主要各国における政治的主導者の交代等の影響により為替相場や証券市場が急速に変動しており、企業業績の不安定化を招いております。また、物価水準の高騰と実質賃金の低下が続いており、国内企業における生産性の向上が喫緊の課題となっております。さらに、ランサムウェアを用いたサイバー攻撃やシステムトラブルなど、国内企業の事業活動においてITの影響が注視される事態が相次いでおります。

このような経営環境のもと、当社グループは今年度より『中期経営計画2026』を開始いたしました。2026年度における「連結売上高700億円」「連結営業利益率11.5%」「連結ROE15%」の達成を財務KPIとして掲げ、７つの成長戦略（①共創型モデルの確立、②品質リーダーシップ発揮、③人的資本経営推進、④技術・デジタルソリューションの拡張、⑤事業連携促進、⑥デジタル変革実現、⑦グループ一体経営）の実践を通じて、これらの財務KPI及び当社グループとしてのミッションである『顧客とともに持続的に成長し、社会を前進させること』を実現してまいります。

当連結会計年度における当社グループの主な取り組みは、以下のとおりです。

組織及び体制

当社においては、地方拠点におけるニアショア開発の推進、商材開発力や技術力の強化を目的として、ソリューション＆サービスイノベーション本部を再編し、地域イノベーション本部へ改組いたしました。また、ビジネスイネーブルメントサービス本部を再編し、デジタルソリューション事業を推進するとともに、先端技術にも対応できる組織としてデジタルモダナイゼーション本部へ改組いたしました。さらに、品質・プロセス統括本部の配下に品質管理室及びプロジェクト管理室を設置し、品質管理の強化に取り組むとともに、ビジネスサポートセンターを設置することで社内事務の集約化と効率化を目指すことといたしました。また、グローバル市場への進出を目的として、経営戦略統括本部にグローバルビジネス＆マネジメント室を設置いたしました。
当社では７つの成長戦略ごとに担当の執行役員を配置し、戦略の実現を目指してまいります。

当社グループ会社においては、2024年４月１日付で、当社がジェット・テクノロジーズ株式会社の全発行済株式を取得して子会社とし、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。同社はITインフラ分野における専門性と豊富な顧客基盤を有しており、高いシナジー効果が発揮できるものと考えております。
また、当連結会計年度において、当社の連結子会社である日本ソフトウェアデザイン株式会社の再編を実施し、同社の名古屋支店の事業を当社が譲り受けております。同社は2024年７月１日付で当社の連結子会社である株式会社メクゼスに吸収合併されたことにより消滅しております。
2024年６月には、当社が保有するクレスコワイヤレス株式会社の全株式を同社の代表取締役に譲渡いたしました。この結果、当連結会計年度において同社を連結の範囲より除外しております。

財務

2024年５月10日の取締役会の決議に基づき、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的として、2024年７月１日付で当社普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

また、2024年７月18日の取締役会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当社の執行役員である従業員並びに当社子会社の取締役の一部に対する譲渡制限付株式報酬として、自己株式18,047株を処分いたしました（処分価額の総額は25,680,881円）。

さらに、2024年11月11日の取締役会の決議に基づき、当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬として、自己株式24,215株を処分しております（処分価額の総額は28,985,355円）。

2025年２月には、取締役会の決議に基づき、当社が保有する自己株式2,000,000株を消却いたしました。

2025年３月には、2025年３月期の期末配当金予想の上方修正を公表しております。なお、2025年５月にさらなる上方修正を公表し、期末配当金予想は１株当たり23円、年間配当金予想は１株当たり42円としております。

事業

＜当社＞

デジタルソリューション事業において、2024年６月より、クラウド総合支援Creageの新サービスとして「アプリケーションモダナイゼーションサービス」、クラウドシステム導入・更新時の生産性と品質を向上させる仕組みを構築する「Creage DevOps導入支援サービス」、AWS環境のセキュリティやガバナンスの課題を解決するサービスである「Control Towerオプション」の提供を開始いたしました。

また、ホテルの部屋割り業務最適化ツールである「RooMagic（ルーマジック）」の新バージョンをリリースし、相鉄ホテル株式会社が展開する横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ様での導入が決定しております。

さらに、７月には当社グループにおける適切なAI技術の活用と、将来の展開を見据えた戦略的な取り組みを行う基盤を築くことを目的とした仮想組織として「生成AIビジネス変革研究室」を設立いたしました。最新のAI技術のトレンドを継続的に追跡し開発プロセスに適用することで、生産性と品質向上を目指してまいります。

10月には、企業のクラウド環境内にGPT環境を構築し、生成AIの簡単かつ迅速な導入・活用をサポートするサービスである「生成AI環境構築サービス」の提供を開始いたしました。また、12月には、福岡市の協力のもと、屋台とデジタル技術を融合させる「屋台DX」プロジェクトの一環として、CAPICHI社の「Capi Order」システムを活用した「多言語デジタルメニュー」に関する実証実験を開始しております。2025年２月にはお客様のAI活用に向けた支援を行う「AIトレンド解説セミナー」を、３月には生成AIを活用した「社内DX推進支援サービス」の提供を開始いたしました。

セキュリティ関連分野においては、2024年11月より「自動車産業サイバーセキュリティガイドライン対応支援サービス」の提供を開始しております。

なお、ITサービス事業に関連して、当連結会計年度において損害補償損失（特別損失）を85百万円計上しております。

＜連結子会社＞

2024年４月に株式会社クレスコ・ジェイキューブが、IBM社のOS「IBMi」市場の活性化に向け、アイエステクノポート社と包括的協業パートナーシップ「Project Techno-Cube」を締結いたしました。また、同社は2024年９月10日開催の取締役会の決議に基づき、10月１日付けで株式会社高木システムの自己株式を除く全発行済株式を取得し子会社としております。

株式会社クレスコ・デジタルテクノロジーズにおいては、2024年７月にクラウド型次世代ファイアウォール「Prisma®Access」導入支援サービスの開始を発表いたしました。また、同社は、11月にMicrosoft社が提供する仮想デスクトップ「Azure Virtual Desktop」の導入支援サービスを、12月にFortinet社が提供する「FortiSASE」の導入支援サービスを、2025年２月にシスコシステムズ社の「Cisco Secure Connect」を用いた導入支援サービスの提供を開始しております。

CRESCO VIETNAM CO., LTD.においては、2024年10月よりサイボウズ社の業務管理プラットフォームである「Kintone」上で利用可能な新ソリューションである「C-Rescue（クレスク)」の提供を開始いたしました。

上記の他、資金運用においては、投資有価証券売却益（特別利益）を１億73百万円、投資有価証券償還益（特別利益）を57百万円、投資有価証券評価損（特別損失）を23百万円計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高587億60百万円（前年同期売上高527億55百万円、11.4％増)、営業利益59億83百万円（前年同期営業利益51億21百万円、16.8％増)、経常利益62億90百万円（前年同期経常利益56億58百万円、11.2％増)、親会社株主に帰属する当期純利益44億５百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益37億28百万円、18.2％増）と増収増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

ITサービス事業	売上高　540億 82 百万円　（前年同期比　110.6％ ）

ITサービス事業の売上高は、540億82百万円（前年同期比10.6％増）となり、セグメント利益（営業利益）は76億77百万円（前年同期比16.3％増）となりました。サブセグメント別の状況は、次のとおりであります。

「エンタープライズ」区分の売上高は、220億50百万円（前年同期比8.6％増）となりました。これは、「建設・不動産」「資源・エネルギー」「流通サービス」「人材紹介・人材派遣」の各分野における受注が落ち込んだものの、「情報・通信・広告」「運輸」「その他」の各分野における受注の伸びが大きく上回ったことによるものであります。

また、「エンタープライズ」区分のセグメント利益（営業利益）は、24億98百万円（前年同期比20.5％増）となりました。これは、上記の売上高の増加に加え、前年同期において当社で不採算プロジェクトが複数発生していたことによるものであります。

「金融」区分の売上高は、171億65百万円（前年同期比16.4％増）となりました。これは、当社及び一部の連結子会社において「銀行」分野での受注が伸びたことと、ジェット・テクノロジーズ株式会社を新規連結したことによるものであります。

また、「金融」区分のセグメント利益（営業利益）は、23億92百万円（前年同期比15.4％増）となりました。これは、上記の売上高の増加に加え、前年同期において当社で不採算プロジェクトが発生していたことによるものであります。

「製造」区分の売上高は、148億66百万円（前年同期比7.3％増）となりました。これは、当社において「機械・エレクトロニクス」分野での受注が伸び悩んだものの、当社グループ全体として「自動車・輸送機器」「その他」の分野で受注が増加したことと、ジェット・テクノロジーズ株式会社及び株式会社高木システムを新規連結したことによるものであります。

また、「製造」区分のセグメント利益（営業利益）は、27億86百万円（前年同期比13.5％増）となりました。これは、上記の売上高の増加と同様の理由によるものであります。

デジタルソリューション事業　売上高　46億77百万円（前年同期比121.6％）

デジタルソリューション事業の売上高は、46億77百万円（前年同期比21.6％増）となりました。これは、主としてジェット・テクノロジーズ株式会社及び株式会社高木システムを新規連結したことによるものであります。

また、セグメント利益（営業利益）は１億67百万円（前年同期比26.0％減）となりました。これは、上記の売上高の増加があったものの、当社及び一部の連結子会社において製品・ライセンスの販売利益率が低下したことによるものであります。

セグメント別の売上高及びセグメント損益の状況は次のとおりであります。

セグメント		売上高（千円）			セグメント損益（千円）		
		前期	当期	前年同期比	前期	当期	前年同期比
	エンタープライズ	20,311,723	22,050,907	108.6%	2,073,551	2,498,338	120.5%
	金融	14,740,973	17,165,646	116.4%	2,073,169	2,392,828	115.4%
	製造	13,855,853	14,866,436	107.3%	2,454,497	2,786,321	113.5%
IT サービス事業計		48,908,550	54,082,989	110.6%	6,601,218	7,677,488	116.3%
デジタルソリューション事業		3,847,339	4,677,602	121.6%	225,621	167,071	74.0%
合計		52,755,890	58,760,592	111.4%	6,826,840	7,844,559	114.9%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は５億49百万円であります。

その主なものは、当社における事業所の移転費用や社内基幹システムの構築に係る投資と、一部の連結子会社における本店移転・増床に伴う工事費用等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年４月１日付でジェット・テクノロジーズ株式会社の全発行済株式を取得したため、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、当社はクレスコワイヤレス株式会社の全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

さらに、当社の連結子会社であった日本ソフトウェアデザイン株式会社は、2024年７月１日付で当社の連結子会社である株式会社メクゼスを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社である株式会社クレスコ・ジェイキューブが、2024年10月１日付で株式会社高木システムの株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(5) 対処すべき課題

2024年度の経営環境は、前年度と同様に円安・物価高の傾向が続いており、調達コストの上昇が当社グループの利益を大きく圧迫する要因となっております。その一方で、当年度においては、日本国内における設備投資が大幅に増加しており、特に半導体関連投資・EV等の電動化投資・デジタル化投資がこれらを牽引しております。当社グループにおいても、設備投資の増加の恩恵を受けることができ、前年度を上回る受注を確保することができました。

当社グループとしては、「中期経営計画2026」に掲げる目標を達成し、ステークホルダーの期待にお応えするために、以下の課題認識のもと諸施策を速やかに実行し、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

①ITエンジニアの確保と育成

「中期経営計画2026」で掲げる連結売上高700億円の達成のためには、幅広い技術領域と顧客のビジネスに精通したITエンジニアの確保が必要不可欠であります。この経営課題に対し、当社グループでは、一層のブランディング活動と採用活動の強化を行うとともに、M&A案件やビジネスパートナーの発掘、ニアショア（子会社やビジネスパートナーとの協業による国内分散開発）やオフショア（ベトナム現地企業との協業による国外分散開発）を強化することでエンジニアの母集団を増やすとともに、人財開発・育成プログラムを刷新してエンジニアを含めたすべてのグループ社員の水準の底上げを図ってまいります。また、給与水準の見直しやテレワーク・オフィス環境、安全衛生等の労働環境の整備を継続することで、従業員のエンゲージメントを高めるための諸施策を実行してまいります。

②グループ連携を軸にした顧客への提案活動

売上高の確保に向けて、大中小の様々な規模の案件を効率的に受注するためには、当社グループ各社が独自に商圏の拡大を目指すだけでなく、営業案件のグループ内での融通や、要員・技術・ソリューションの抱き合わせによる提案活動が重要であると判断しております。

このような経営課題に対して、当社グループでは、当社のグループサービス本部を中心に、グループ役員・営業担当・開発人員の交流機会を増やし、顧客企業からの要望に対して機動的に対応することでグループシナジーを最大化するための体制を構築してまいります。

③デジタルソリューション事業の売上高の増加と収益性の向上

近年、顧客企業においては、少子高齢化に伴う人手不足や物価高騰に伴うコスト構造の変化、企業間競争のスピードの激化に直面しており、従来のように自社で要員や設備を抱えたり、長い時間をかけた研究開発を行うことが困難な状況になっております。この状況を打破するための解決策として、AI・クラウド・RPA等の技術を活用したデジタルソリューションに注目が集まっており、今後の需要拡大が期待されていることから、当社グループとしても経営資源をデジタルソリューション事業に集中し、同事業の売上高を確保するとともに収益性を引き上げることが重要であると判断しております。

このような経営課題に対して、当社グループでは、各種イベント・勉強会の開催や技術コミュニティ活動の促進、共同案件の獲得を通じてITエンジニアの市場価値の引き上げを図るほか、自社ブランドソリューションの更なる開発やソリューションを有する提携先企業の発掘を進めることにより、事業全体の利益率の向上を目指してまいります。

④不採算プロジェクトの発生防止

不採算プロジェクトが発生した場合、収束に向けて多額の人件費・外注費を投入する必要があるだけでなく、新規案件にリソースを振り向けることができず機会損失をもたらすことになるため、当社グループの経営成績に重要な影響を及ぼします。不採算プロジェクトは技術・品質の問題だけでなく、見積ミスや顧客との調整不足など様々な要因によって発生することから、発生原因を徹底的に追求し、今後同様の事態を起こさないようにするための仕組みと体制を構築してまいります。

⑤生産性の向上

「中期経営計画2026」の推進に当たり、営業・採用・調達・M&A／PMI等の業務や法規制等に対応するための活動等が増加することが予想されます。また、当社グループが主力とする受託型ソフトウェア開発においても、顧客からの要求レベル（仕様や条件等）が高まるものと考えられます。このような変化に的確に対応するためには、生産性の向上が必要不可欠であり、営業利益率を高めるカギにもなると判断しております。

具体策として、ITリテラシー教育を促進し、デジタルソリューションを用いた業務の効率改善と集約化を進めることで間接コストの抑制を図るとともに、グループ役員・社員が本業に集中できる環境を整備してまいります。また、アジャイル開発やRPA・生成AIの導入を促進することにより、開発効率の向上と製造コストの抑制を図ってまいります。

⑥サステナビリティ経営及び人的資本経営の推進

当社グループは経営上の目標・指標を定めており、これを達成する責務を負っておりますが、一方で、企業価値の向上と社会課題の解決の双方を実現する「サステナビリティ経営」や、人材の価値を最大限に引き出して中長期的な企業価値の向上を実現する「人的資本経営」を推進することが求められております。

このような経営課題に対し、当社グループは、2022年度に「サステナビリティに関する基本方針」を制定し、持続可能な社会の実現に向けた行動を推進していくことを明らかにいたしました。また、「健康経営宣言」「マルチステークホルダー方針」を公表し、従業員をはじめとした多様なステークホルダーとの価値共創を進めていくことを明らかにしております。中期経営計画2026においては、当社グループのマテリアリティ（重要課題）を明記しており、今後も引き続き、これらの方針等に則った事業活動を展開し、適時適切な情報開示に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第34期 (2022年３月期)	第35期 (2023年３月期)	第36期 (2024年３月期)	第37期 (2025年３月期) (当連結会計年度)
受注高（千円）	46,702,117	49,579,028	54,199,219	59,762,608
売上高（千円）	44,450,374	48,368,324	52,755,890	58,760,592
経常利益（千円）	4,782,634	5,135,627	5,658,535	6,290,640
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	3,236,640	3,328,597	3,728,580	4,405,567
１株当たり当期純利益	76円96銭	79円05銭	90円06銭	106円89銭
総資産（千円）	33,136,886	33,635,013	39,714,405	43,336,808
純資産（千円）	22,134,123	24,449,452	27,681,261	30,815,917

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。

２．当社は2024年７月１日付で、株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第34期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

３．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第37期の期首から適用しており、第36期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日）については第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第37期に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

４．第36期における総資産の増加は、主として現金及び預金が3,952,842千円、売掛金が1,425,839千円、有価証券及び投資有価証券が1,247,235千円増加したことによるものであります。
第37期における総資産の増加は、主としてのれんが1,610,507千円、有価証券及び投資有価証券が701,483千円、現金及び預金が354,750千円、敷金及び保証金が343,882千円増加したことによるものであります。

５．第35期における純資産の増加は、主として利益剰余金が2,339,412千円増加したことによるものであります。
第36期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,792,648千円、その他有価証券評価差額金が1,431,425千円増加したことによるものであります。
第37期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,799,136千円、その他有価証券評価差額金が65,851千円増加し、自己株式が1,321,796千円減少したことによるものであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第34期（2022年３月期）	第35期（2023年３月期）	第36期（2024年３月期）	第37期（2025年３月期）（当期）
受注高（千円）	26,924,370	28,199,272	30,009,697	29,906,318
売上高（千円）	25,991,355	28,035,064	29,530,314	30,885,666
経常利益（千円）	3,380,463	3,318,048	3,889,811	4,324,432
当期純利益（千円）	2,469,189	2,213,097	2,779,458	3,309,164
１株当たり当期純利益	58円71銭	52円56銭	67円13銭	80円29銭
総資産（千円）	26,819,943	25,812,488	30,928,583	32,071,564
純資産（千円）	17,869,462	19,015,893	21,201,169	23,289,265

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。

２．当社は2024年７月１日付で、株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第34期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

３．「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第37期の期首から適用しており、第36期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第37期に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

４．第36期における総資産の増加は、主として現金及び預金が3,574,669千円、有価証券及び投資有価証券が1,193,160千円、売掛金が1,058,958千円増加したことによるものです。
第37期における総資産の増加は、主として関係会社株式が1,848,091千円増加したことによるものであります。

５．第35期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,223,912千円増加したことによるものであります。
第36期における純資産の増加は、主としてその他有価証券評価差額金が1,428,512千円、利益剰余金が843,526千円増加したことによるものであります。
第37期における純資産の増加は、主として自己株式が1,321,796千円減少し、利益剰余金が702,734千円増加したことによるものであります。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイオス	313,365千円	100.0%	ITサービス事業・デジタルソリューション事業

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業セグメント

当社グループは、「ITサービス事業」及び「デジタルソリューション事業」の２事業を主要な事業セグメントとしております。

「ITサービス事業」は、主にエンタープライズシステム、金融システム、組込みシステム、AIシステム、モバイルシステム、プラットフォーム、アジャイル開発・ニアショア開発・オフショア開発、RPA導入支援、データアナリティクス、UXデザインといったコンサルティング並びにIT企画・開発・保守の総合サービスを行っております。

「デジタルソリューション事業」は、主にクラウド、Robotics、AI&Data、セキュリティ、UX/UIといった顧客のDX実現を支援する製品・サービスからなるソリューション群の提供を行っております。

なお、「ITサービス事業」については、契約ごとのエンドユーザー業種を基準として、「エンタープライズ」「金融」「製造」の３つの区分に細分化しております。

区　　分	エンドユーザー業種
エンタープライズ	情報・通信・広告、流通サービス、運輸、人材紹介・人材派遣、公共、資源・エネルギー、建設・不動産、旅行・ホテル、医療・ヘルスケア、その他
金　　融	銀行、保険、その他
製　　造	自動車・輸送機器、機械・エレクトロニクス、その他

(9) 主要な事業所

① 当　　社

品川本社	／東京都港区
札幌事業所	／北海道札幌市
長岡事業所	／新潟県長岡市
名古屋事業所	／愛知県名古屋市
大阪事業所	／大阪府大阪市
福岡事業所	／福岡県福岡市

② 子 会 社

株式会社アイオス

本社	／東京都港区

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区　　分	従 業 員 数	前年度末比増減
ITサービス事業	2,781名	246名増
デジタルソリューション事業		
全社（共通）	218名	11名増
合　　計	2,999名	257名増

(注) 1．当社グループは、製品・サービスを主軸として事業セグメントを決定しており、同一の従業員が複数の事業に従事することがあるため、事業セグメントごとの従業員数を記載しておりません。
2．全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。
3．上記従業員のほか、嘱託社員等106名がおります。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
1,424名	64名増	37.6才	11.1年

(注)　上記従業員のほか、嘱託社員等35名がおります。

(11) 主要な借入先の状況

借　　入　　先	借 入 金 残 高
	千円
株式会社三菱UFJ銀行	560,000
株式会社みずほ銀行	555,000
株式会社三井住友銀行	480,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、2025年５月９日付の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による当社定款の定めに基づく自己株式の取得について決議を行っております。

詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　136,000,000株

(2) 発行済株式の総数　41,237,782株（自己株式762,218株を除く）

(3) 株主数　3,845名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	百株	%
有限会社イワサキコーポレーション	72,584	17.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,311	10.50
浦崎雅博	25,109	6.08
クレスコ従業員持株会	16,096	3.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	14,727	3.57
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	12,326	2.98
岩崎俊雄	12,240	2.96
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITSASSETS	11,425	2.77
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	10,880	2.63
佐藤和弘	9,744	2.36

（注）1．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．自己株式は、上記大株主から除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役に交付した株式の区分別合計	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	4,988	3

（注）上記の他、当社の子会社の取締役の一部９名に対して6,318株を、当社の従業員38名（内訳：執行役員９名、その他29名）に対して30,956株をそれぞれ交付しております。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2025年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	根　元　浩　幸	－	－
代表取締役社長	冨　永　　宏	社長執行役員	－
取　締　役	杉　山　和　男	専務執行役員	－
取　締　役	福　井　順　一	－	NISSOホールディングス株式会社 社外取締役 公益財団法人原田積善会 評議員
取　締　役	佐　藤　幸　恵	－	株式会社ケミストリー　代表取締役社長
取　締　役	佐　野　みゆき	－	北陸電気工事株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	髙　石　　哲	－	－
取締役（監査等委員）	佐　藤　治　夫	－	－
取締役（監査等委員）	前　川　昌　之	－	公認会計士税理士 前川昌之事務所　所長 株式会社CONSOLIX　代表取締役社長 株式会社モデュレックス　監査役 株式会社アイ・ピー・エフ・コーポレーション　代表取締役 アイエーグループ株式会社 社外取締役 株式会社ＭＥＲＦ　社外取締役

（注）１．粉川徳幸氏は、2024年６月21日開催の当社第36回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任いたしました。
２．福井順一氏、佐藤幸恵氏、佐野みゆき氏、佐藤治夫氏及び前川昌之氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
３．福井順一氏、佐藤幸恵氏、佐野みゆき氏、佐藤治夫氏及び前川昌之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、当社取締役会で指定し、届け出ております。
４．社内事情に精通した者を配置し、内部監査部門等と緊密に連携して情報を得る等により、実効性のある監査・監督体制を確保するため、髙石哲氏を常勤の監査等委員に選定しております。
５．監査等委員である前川昌之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．福井順一氏は、2014年9月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してから５年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の１％程度と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。
７．佐藤治夫氏は、2008年6月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してから10年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の１％程度と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

8．事業年度末日の翌日以降の役員の異動

事業年度末日の翌日以降の役員の地位及び担当の異動は、以下のとおりであります。

氏　　名	地位及び担当		異動年月日
	異　動　後	異　動　前	
杉　山　和　男	取　締　役	取締役 専務執行役員	2025年４月１日

9．2025年３月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりであります。

氏　　名	役　　名	職　　名
寺　村　孝　幸	常　務　執　行　役　員	インダストリアルビジネス本部長 兼 技術研究所管掌
平　野　健　一	常　務　執　行　役　員	金融ビジネス本部長
岩　見　　聡	常　務　執　行　役　員	地域イノベーション本部長
元　木　隆　博	執　行　役　員	経営戦略統括本部長
髙　津　　聡	執　行　役　員	デジタルモダナイゼーション本部長 兼 営業統括部管掌
小　鹿　　稔	執　行　役　員	品質･プロセス統括本部長 兼　人財開発室管掌
佐々木　靖　司	執　行　役　員	コーポレート統括本部長
細　田　敦　史	執　行　役　員	グループ統括本部長
留　奥　　修	執　行　役　員	エンタープライズビジネス本部長

（注）当社執行役員に関する最新の情報につきましては、当社ウェブサイト(*)にてご確認ください。

(*)　https://www.cresco.co.jp/ja/sustainability/governance/officer/1.html

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社、当社の連結対象子会社における取締役、監査役であります。但し、犯罪行為、不正行為又は違法に利益又は便宜を得る等意図的に違法行為

を行った取締役又は監査役自身の損害等を補償対象外とすることにより、取締役又は監査役の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の報酬等の決定に関する基本方針」を制定し、監査等委員以外の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。基本方針は、取締役会の決議により決定しておりますが、適宜報酬委員会へ諮問することとしております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の役員報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(取締役の報酬等の決定に関する基本方針)

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び賞与並びに譲渡制限付株式報酬に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、定款及び社内規程等並びに取締役会決議に基づき決定することを基本方針としております。

a) 基本報酬

定額制とし、生活基盤の安定を図るものとする。個別の報酬額は人事の公平性から原則、役職、職責等をもとに確定報酬基準に基づき決定する。

b) 賞与

業績連動型報酬制度を基本とし、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れるものとする。報酬額は、賞与の計算式に基づき毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定する。

なお、決定に当たっては、報酬委員会における審議を経て定めた社内規程に基づく報酬額を基礎とし、各事業年度の財務諸表の作成過程において、業績が概ね確定した段階で、その業績に基づき役員賞与引当金の総額及び個別の報酬額を報酬委員会において審議のうえ決定する。

c) 譲渡制限付株式報酬

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭報酬債権を付与するものとする。付与株式数は、その趣旨に鑑み、対象取締役のインセンティブとなり、かつ、株主の利益を害することのない水準で継続的に付与することを基本として

決定する。

なお、基本報酬にかかる確定報酬基準及び賞与の計算式を除き、これらの報酬の決定に関する役職、職責ごとの客観的な算定方法は定めておりません。

(取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

a) 当期に係る報酬委員会の活動状況

当期に係る役員報酬等の決定に関し、2024年４月から2025年3月までの間に報酬委員会を4回開催し、委員全員が全ての委員会に出席しております。

b) 当期に係る役員の個人別の報酬等の妥当性・相当性

当期に係る役員の個人別の報酬等の決定に当たっては、取締役３名以上で構成し、かつ、その過半数を独立社外取締役とする報酬委員会において、基本方針との整合性等について慎重に検討した上、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(取締役の個別報酬等の決定に係る委任に関する事項)

a) 委任を受けた者の氏名

氏　　名	内容の決定日における地位及び担当
福　井　順　一	取締役（独立社外取締役）、報酬委員会委員長
佐　藤　幸　恵	取締役（独立社外取締役）、報酬委員
佐　野　みゆき	取締役（独立社外取締役）、報酬委員
冨　永　　宏	代表取締役 社長執行役員、報酬委員

b) 委任された権限の内容

監査等委員でない取締役の個人別の具体的な報酬等（但し、株主総会又は取締役会が決議すべき報酬及び当社が定める規程等に基づき決定すべき報酬を除く。）の内容を決定する権限を報酬委員会に委任しております。

c) 委任した理由

監査等委員でない取締役の報酬を決定する手続き等において、公正性と客観性を強化するため、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会に各取締役の具体的な報酬等の決定を委任しております。

d) 権限が適切に行使されるようにするため講じた措置の内容

監査等委員でない取締役の個人別の具体的な報酬等の内容の決定は、役職に基づく確定報酬基準等に基づいて報酬委員会が決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬の額は、2015年６月19日開催の第27回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。譲渡制限付株式付与のために対象取締役に支給する金銭報酬債権の上限は、上記株主総会決議の範囲内で年額60百万円であり、当該制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の上限は年120,000株とされております（2019年６月21日第31回定時株主総会）。なお、第27回定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く。）の員数は10名、第31回定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く。）の員数は７名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬の額は、2015年６月19日開催の第27回定時株主総会において年額50百万円以内とされております。なお、第27回定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は３名であります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
監査等委員を除く取締役 (うち社外役員)	125,375 (14,400)	104,100 (14,400)	13,660 (－)	7,615 (－)	7 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外役員)	29,200 (9,600)	26,400 (9,600)	2,800 (－)	－	3 (2)

(注) 1．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．業績連動報酬は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
3．非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員の状況

区　分	氏　名	主な活動状況 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	福井順一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席して、主に経営企画、広報等に関する専門的立場から発言を行っております。 また、報酬委員会4回のうち４回に出席して、委員長として委員会の運営を主導し、公平性・客観性ある決定手続きとなるよう関与等しております。
		企業経営に関する幅広い知識と見識と、経営企画や広報等の豊富な経験と実績を基に、当社の現状に対する客観的な評価・助言・支援や、業務執行に関する適切な監督を期待しております。取締役就任以降、適宜質問を行い、当社の取締役会の実効性に係る事項や、ブランド・広報戦略に関する助言・支援等、期待される役割を果たしております。
	佐藤幸恵	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席して、主にエグゼクティブマネジメント、経営企画等に関する専門的立場から発言を行っております。 また、報酬委員会4回のうち４回に出席しており、委員として適宜発言を行い、公平性・客観性ある決定手続きとなるよう関与等しております。
		エグゼクティブコンサルティングの豊富な経験と実績に加え、経営全般に関する幅広い知識と見識を有する企業経営者の立場から、客観的な視点での助言・支援や、業務執行に関する適切な監督を期待しております。取締役就任以降、適宜質問を行い、採用、女性活躍等に関する助言・支援等、期待される役割を果たしております。
	佐野みゆき	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席して、主に営業企画、人事、総務等に関する専門的立場から発言を行っております。 また、報酬委員会4回のうち４回に出席しており、委員として適宜発言を行い、公平性・客観性ある決定手続きとなるよう関与等しております。
		事業会社において要職、取締役を歴任した経験と実績に加え、営業企画に関する豊富な経験と実績を有し、人事・総務などの管理部門全般についての豊富な経験を基に、当社の現状に対する客観的な評価や、事業活動に関する助言・支援を期待しております。取締役就任以降、適宜質問を行い、営業や事業に関する助言・支援等、期待される役割を果たしております。

区　分	氏　名	主な活動状況 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	佐藤治夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会14回のうち12回に出席して、主に経営・情報システムに関する専門的立場から発言を行っております。
		情報システム開発全般に関する豊富な経験と実績に加え、独立した情報システムコンサルタントとしての立場から、経営の監視や、取締役会の監督機能の強化を期待しております。取締役就任以降、適宜質問を行い、情報システムの企画・設計・開発等に関する助言・支援等、期待される役割を果たしております。
	前川昌之	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会14回のうち14回に出席して、主に財務、会計、税務に関する専門的立場から発言を行っております。
		公認会計士、税理士として、財務・M&A・会計・税務に関する豊富な経験と実績に加え、経営全般に関する幅広い知識と見識を有する企業経営者の立場から、経営の監視や、取締役会の監督機能の強化を期待しております。取締役就任以降、適宜質問を行い、財務・会計・税務に関する助言・支援等、期待される役割を果たしております。

(注)　上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第２条第１項）の業務に係る報酬等の額	39,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

(注) 1．会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．内部統制に関する基本方針

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の概要は、2025年３月31日現在、次のとおりです。本基本方針については、経営環境の変化等に対応するため、適宜見直しの検討を行い、より一層実効性のある内部統制の整備、運用に努めております。

なお、当社における本基本方針の最新の情報は、当社ウェブサイト(*)にてご確認ください。

(*)　https://www.cresco.co.jp/ja/sustainability/governance/governance/4.html

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成を図り、当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。

② コンプライアンス統括責任者を設置し、役員及び社員に対するコンプライアンス教育及び研修を継続的に実施し、「コンプライアンス経営行動基準」の周知徹底及び問題の早期発見に努める。また、法令及び定款等の違反行為に対しては厳正に処分する。

③ 内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設け、法令違反行為等を予防・早期発見に努め、迅速かつ効果的な対応を図る。

④ 監査等委員会が直轄する内部監査室が、社内体制及び日常的事業活動における問題点の有無に関する監査及び諸規程の運用状況の確認及び評価を行い、これらの結果を常勤監査等委員及び代表取締役 社長執行役員に報告する。また、内部監査室は会計監査人と定期的に会合をもち、情報の交換に努める。

⑤ 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令の遵守の観点から、財務経理担当部署並びに法務、総務担当部署及び人事担当部署等は弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家の意見を適宜聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。

⑥ 反社会的勢力の排除については、「コンプライアンス経営行動基準」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る情報を、法令、定款並びに「文書管理規程」その他の社内規程に基づいて適切に保存、管理（廃棄を含む）する。

② 業務執行取締役は、情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進し、情報を適切かつ安全に管理する。

③ 取締役は、職務の執行に係る情報について、監査等委員会又は内部監査室らの閲覧要請があ

れば、当該情報の存否及び保存状況をただちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の危険の管理については、リスク分類毎に、各業務の所管部署（以下、各責任部署という）が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。
② 各責任部署を管理・統括する取締役及び執行役員は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じてリスク管理体制の整備及び適正性の確保を図る。
③ 各責任部署は、「リスク管理規程」やその他の社内規程、社内外のガイドラインなどの周知徹底を図るとともに、教育の実施、監視、監督及び点検を担う体制を整備する。
④ 内部統制委員会は、「リスク管理規程」その他リスク管理に係る諸規程等に基づく各責任部署のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理する。
⑤ グループ事業推進担当部署は、内部統制委員会と連携し、当社グループにおける組織横断的リスク管理及び運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部署及び当社グループに対して、助言、指導を行う。
⑥ 内部監査室は、各責任部署のリスク管理の状況の監査及び管理策の確認及び評価を実施するほか、これらの実施後は必要に応じて、各責任部署に対して、改善・是正の確認、助言、指導を行う。
⑦ 総務担当部署及び人事担当部署は、各責任部署と連携し、有事発生時の迅速な情報連絡及び即時対応可能な体制を整備する。
⑧ 重大事案が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を長とする対策本部を設置、外部専門家を交え、状況の適切な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会及び取締役の意思決定を効率的に執行するために執行役員制度を導入し、業務の執行責任を明らかにするとともに、「執行役員規程」「組織・職務管理規程」その他の社内規程に基づいて効率的に業務を遂行する。
② 各責任部署を管理・統括する取締役及び執行役員は、各責任部署が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
③ 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討及び報告を行う。
④ 監査等委員会は、内部監査室が実施する監査を踏まえ、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制が適切に構築・運用されているかを監査する。
⑤ 情報システム担当部署は、ＩＴ全般統制に関わる社内の情報システムを整備し、有効なコミュニケーション機能の提供と情報セキュリティの確保を実現する。

(5) 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

① 当社グループに属する各子会社（以下「当社グループ各社」という）と緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、当社グループ各社にコンプライアンス担当者を配置し、業務の適正性の確保に努める。
② 当社グループ各社に対し、必要に応じて取締役、監査役を派遣し、当社グループの経営の健全化、効率性の向上を図る。
③ 当社グループ各社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に定める、当社における承認事項及び当社に対する報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。当社グループ各社は、「関係会社管理規程」に定める事項について、機関決定する前に、当社の承認を受けるものとし、また、同規程に定める事項について当社へ報告するものとする。
④ 当社グループ各社は、法令違反行為等が発見された場合、その事実を直ちに当社へ報告する体制を整備する。
⑤ グループ事業推進担当部署は、内部統制委員会と連携し、当社グループ各社におけるリスク管理をはじめとする事業遂行上の内部統制に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達、通報・相談制度、コンプライアンス推進に係る教育研修等が効率的かつ適正に行われる体制を整備する。
⑥ 内部監査室は、独立した立場から調査及び監査を実施し、監査結果を当社の常勤監査等委員及び代表取締役社長執行役員に報告する。また、当該報告に関し、常勤監査等委員の指示があるものについては、その写しを当社グループ各社の代表取締役に送付するとともに、必要に応じて改善策の提示及び改善策に関する助言を行う。
⑦ グループ事業推進担当部署及び内部監査室は、調査及び監査によって当社グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度及び経営に対する影響等について、直ちに当社の常勤監査等委員及び代表取締役社長執行役員に報告するとともに、当社グループ各社の代表取締役に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員会スタッフ）に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、法務担当部署を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務担当部署の社員が監査等委員会スタッフを兼務する。
② 監査等委員会スタッフの任命・異動・懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
③ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、

監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。

(7) 取締役・使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社等の取締役等が監査等委員会への報告に関する体制

① 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役並びに執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項並びに業務執行の状況及び結果について報告する。
② 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
③ 内部監査室及び法務担当部署は、内部監査や調査（モニタリングを含む）の実施状況、コンプライアンス・ヘルプライン等による通報状況及びその内容を監査等委員会に報告する。
④ 当社グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告を行う。
⑤ 当社グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、法令等の違反行為又は当社もしくは当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
⑥ 内部監査室及び法務担当部署は、監査等委員会に対し、当社グループ各社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況について、定期的かつ適時に報告を行う。
⑦ 監査等委員会への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞なく行う。また、監査等委員会から報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

(8) 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社グループの役員並びに執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
② 法務担当部署は、取締役並びに執行役員及び使用人に対する教育、研修の機会を通じて、不利益な取扱いを懸念して監査等委員会への報告やコンプライアンス・ヘルプラインへの通報を思いとどまることがないよう啓蒙に努める。
③ 当社は、上記①の不利益な取扱いの禁止について、当社グループ各社に対して周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、

すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加できる。
② 監査等委員会は、代表取締役、法務担当部署、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、内部統制システムの有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果は常勤監査等委員、監査等委員会及び代表取締役社長執行役員に文書並びに口頭で報告する。
④ 当社グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。
⑤ 当社グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
⑥ 監査等委員会が職務遂行上、必要と認めるときには、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境及び体制を整備する。

(11) 当社グループに係る財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

① 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行う。
② 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織（内部監査室、内部統制委員会、プロセスリーダー会議等）を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による継続的な評価並びに改善・是正を行う体制を整備する。
③ 適正かつ適時の財務報告のために、広報IR担当部署を設置し、情報開示に関連する規程に則り、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。
④ 財務経理担当取締役は、当社グループ各社に対しても財務報告に係る体制整備、運用が適切に行われるよう、指導を行う。
⑤ グループ事業推進担当取締役は、当社グループの評価・改善結果を、定期的に取締役会に報告する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 全般事項

コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、組織変更などを契機とし、適宜見直しております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程やその他社内規程を改定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当該事業年度は、定例取締役会を13回（会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議の実施10回を除く）開催し、各議案の審議、重要な意思決定及び取締役の業務執行状況に関する監督を行っております。また、コンプライアンスの徹底や内部統制システムの整備・強化に積極的に関わり、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上を図っております。

(3) 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員会規程及び監査等委員会監査基準を制定し、監査等委員の活動計画に基づいた監査を実施しております。当該事業年度は、定例監査等委員会を14回開催したほか、取締役会に13回出席しております。また、その他重要会議への出席や外部会計監査人並びに内部監査室と定期的に情報交換を行うことで、職務執行状況を監査するとともに、業務の適正性を確保するための体制が適切に構築・運用されているかを監査しております。

(4) 内部監査制度

内部監査室を監査等委員会直轄の組織としております。内部監査室は、内部監査規程に則って、監査等委員会の承認を得た内部監査計画に基づき、内部統制の有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果はその都度、常勤監査等委員及び取締役社長へ報告しております。また、各責任部署の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部署に対して、助言、指導を行っております。

(5) 当社グループ会社における業務の適正の確保

取締役、執行役員又は上級管理職が、当社子会社において、非常勤取締役又は非常勤監査役として就任し、業務の運用状況等を直接管理、監督するほか、関係会社管理規程に則って、各社毎の営業活動及び重要事項の決裁状況を把握しております。また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に、当社取締役会又は常務会への報告を義務とし、その遂行を承認するな

どの管理、監督を行っております。

(6) リスクマネジメント

① リスクアプローチ

リスク管理規程を制定し、特定したリスクを適切に管理するための基本的事項を定め、リスクを踏まえた事業活動を進めております。リスク分類毎に、各責任部署が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減策を講じております。また、各責任部署の取締役は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じて適正性の確保を図っております。

② リスク管理体制

内部統制委員会（委員長：代表取締役会長 根元浩幸）は、年４回（四半期毎）開催し、リスク管理に係わる諸規程を制改定するとともに、各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理し、全社的な「コンプライアンス経営行動基準」の徹底を推進しております。

(7) コンプライアンスの推進

コンプライアンス規程及び関連規則を制定し、法務担当部署を中心にコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

① グループコンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス推進に関する意思伝達や情報共有を目的に、当社の法務担当部署と当社グループ各社のコンプライアンス担当者が出席する「グループコンプライアンス委員会」を四半期に1回開催し、内容は内部統制委員会に報告しております。

② コンプライアンス研修の実施

主な教育・研修といたしまして、雇い入れ時研修（入社の都度）及びeラーニングによる研修（年１回）を実施しております。

③ コンプライアンスチェックシートの提出

コンプライアンス推進に関わる自己点検及びモニタリングの一環として、コンプライアンスチェックシートの提出を毎月、全従業者に義務づけております。コンプライアンスチェックシートは、月次運用とし、実施状況及び集計結果は、内部統制委員会に報告するとともに、運用状況については、内部監査室による監査の対象としております。

④ ヘルプラインの設置

当社グループ内において法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、内部通報制度の実効を図っております。通報・相談を受けた担当部門は直ちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、取締役会等に報告の上、再発防止策を講じております。なお、ヘルプラインは、当社社員、当社グループ各社社員、当社や当社グループ各社

の取引先社員及び派遣社員が利用できるように環境を整備しております。

(8) 反社会的勢力の排除

コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、取引先に対する事前調査を徹底するとともに、契約書等に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。また、不当要求防止責任者の配置や警察等外部関係機関との連携を実施し、反社会的勢力に対応する取り組みを継続しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を維持することを基本方針としております。配当に関しましては、原則親会社株主に帰属する当期純利益の40％を目処に、継続的に実現することを目指してまいります。

当期の利益配当金につきましては、中間配当金は1株当たり19円、期末配当金は1株当たり23円とさせていただきました。

また、次期の１株当たり配当金は中間配当金29円、期末配当金29円の年間58円を予定しております。

内部留保資金につきましては、事業の拡大や今後予想される急速な技術革新に対応した、企業グループとしての競争力を強化するための投資及び出資に充てることにより、業績の向上に努め、財務体質の強化を図るなど株主の皆様のご期待に沿うように努めてまいります。

（次期以降の配当性向について）

当社は2025年５月９日の取締役会において配当性向の変更について決議し、次期以降の配当に関しましては、原則親会社株主に帰属する当期純利益の50％を目処に、継続的に実現することを目指してまいります。

なお、当該変更は2026年３月期の中間配当より適用いたします。

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**28,451,026**	**流動負債**	**8,971,024**
現金及び預金	15,334,671	買掛金	2,687,261
売掛金	10,106,343	短期借入金	100,000
契約資産	383,291	1年内返済予定の長期借入金	443,336
電子記録債権	485,899	リース債務	4,405
有価証券	815,839	未払金	663,107
商品及び製品	48,376	未払法人税等	1,115,265
仕掛品	316,708	未払事業所税	46,131
貯蔵品	36,419	未払消費税等	650,935
前払費用	765,104	契約負債	349,171
その他	158,370	賞与引当金	2,016,047
		役員賞与引当金	65,808
		受注損失引当金	43,057
		その他	786,496
固定資産	**14,885,781**		
有形固定資産	**1,009,084**	**固定負債**	**3,549,865**
建物	682,604	長期借入金	1,160,274
工具、器具及び備品	290,874	長期未払金	52,772
土地	19,990	リース債務	12,771
リース資産	15,615	役員退職慰労引当金	400,000
		退職給付に係る負債	1,428,595
		資産除去債務	163,104
無形固定資産	**3,089,686**	繰延税金負債	326,827
のれん	2,755,749	その他	5,520
ソフトウエア	319,848	**負債合計**	**12,520,890**
その他	14,088	純資産の部	
		株主資本	**27,699,995**
投資その他の資産	**10,787,011**	資本金	2,514,875
投資有価証券	8,103,753	資本剰余金	2,979,869
敷金及び保証金	1,548,056	利益剰余金	22,696,786
保険積立金	45,319	自己株式	△491,536
繰延税金資産	938,002	**その他の包括利益累計額**	**3,115,921**
その他	254,303	その他有価証券評価差額金	2,986,227
貸倒引当金	△102,425	為替換算調整勘定	20,878
		退職給付に係る調整累計額	108,815
		純資産合計	**30,815,917**
資産合計	**43,336,808**	**負債純資産合計**	**43,336,808**

連結損益計算書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		58,760,592
売上原価		46,980,908
売上総利益		**11,779,684**
販売費及び一般管理費		5,795,861
営業利益		**5,983,822**
営業外収益		
受取利息	233,905	
受取配当金	79,189	
有価証券売却益	18,062	
金銭の信託運用益	3,964	
デリバティブ評価益	30,103	
助成金収入	51,367	
持分法による投資利益	62,812	
その他	31,192	510,597
営業外費用		
支払利息	11,243	
有価証券評価損	25,436	
投資顧問料	131,692	
寄付金	12,000	
その他	23,406	203,778
経常利益		**6,290,640**
特別利益		
固定資産売却益	983	
投資有価証券売却益	173,288	
投資有価証券償還益	57,315	
関係会社株式売却益	1,626	
保険解約返戻金	11,599	
その他	3,197	248,010
特別損失		
固定資産除却損	16,663	
投資有価証券売却損	5,380	
投資有価証券評価損	23,209	
事務所移転費用	42,008	
減損損失	89,459	
損害補償損失	85,475	
その他	33,199	295,397
税金等調整前当期純利益		**6,243,253**

科目	金額	
法人税、住民税及び事業税	1,924,200	
法人税等調整額	△86,514	1,837,686
当期純利益		**4,405,567**
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,405,567**

連結株主資本等変動計算書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,514,875	2,979,869	20,897,649	△1,813,333	24,579,061
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,339,300		△1,339,300
親会社株主に帰属する当期純利益			4,405,567		4,405,567
自己株式の処分		27,309		27,356	54,666
自己株式の消却		△1,294,440		1,294,440	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,267,130	△1,267,130		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,799,136	1,321,796	3,120,933
当期末残高	2,514,875	2,979,869	22,696,786	△491,536	27,699,995

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,920,375	26,614	155,210	3,102,199	27,681,261
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,339,300
親会社株主に帰属する当期純利益					4,405,567
自己株式の処分					54,666
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	65,851	△5,735	△46,394	13,721	13,721
連結会計年度中の変動額合計	65,851	△5,735	△46,394	13,721	3,134,655
当期末残高	2,986,227	20,878	108,815	3,115,921	30,815,917

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	12社
連結子会社の名称	クレスコ・イー・ソリューション株式会社 株式会社アイオス クレスコ北陸株式会社 株式会社シースリー 株式会社クレスコ・デジタルテクノロジーズ 株式会社メクゼス 株式会社クレスコ・ジェイキューブ CRESCO VIETNAM CO., LTD. 株式会社エニシアス 株式会社クレスコ・ネクシオ ジェット・テクノロジーズ株式会社 株式会社高木システム

(注) 1．当社は、2024年４月１日付でジェット・テクノロジーズ株式会社の全発行済株式を取得したため、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。
2．当連結会計年度において、当社がクレスコワイヤレス株式会社の全株式を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。
3．当社の連結子会社であった日本ソフトウェアデザイン株式会社は、2024年７月１日付で当社の連結子会社である株式会社メクゼスを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
4．当社の連結子会社である株式会社クレスコ・ジェイキューブが、2024年10月１日付で株式会社高木システムの株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	２社
持分法適用関連会社の名称	ビュルガーコンサルティング株式会社 株式会社ジザイめっけ

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ジェット・テクノロジーズ株式会社の決算日は、２月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

また、持分法適用関連会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 … 時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産 … 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ア．商品　移動平均法

イ．製品、仕掛品　個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） … 定率法によっております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産 … 定額法によっております。
ただし、ソフトウェアについては、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（３年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 … 当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金 … 当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
③ 役員賞与引当金 … 当社及び連結子会社は、役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
④ 受注損失引当金 … 当社及び連結子会社は、ソフトウェアの請負契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その損失見込額を計上しております。
⑤ 役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社は、将来の支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

① ITサービス事業

ITサービス事業においては、主にエンタープライズシステム、金融システム、組込みシステム、AIシステム、モバイルシステム、プラットフォーム、アジャイル開発・ニアショア開発・オフショア開発、RPA導入支援、データアナリティクス、UXデザインといったコンサルティング並びにIT企画・開発・保守の総合サービスを行っております。サービス内容は多岐にわたりますが、顧客との契約形態は、顧客の要求やソフトウェアの開発段階に応じて、準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に大別されます。

準委任契約及び派遣契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任は有しておりません。また、請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任を有しております。

ソフトウェアの準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、準委任契約及び派遣契約に関しては、契約の内容に応じて、提供したサービスの工数や作業時間等の指標に基づいて行っており、請負契約に関しては、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、請負契約については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② デジタルソリューション事業

デジタルソリューション事業においては、主にクラウド、Robotics、AI&Data、セキュリティ、UX/UIといった顧客のDX実現を支援する製品・サービスからなるソリューション群の提供を行っております。デジタルソリューション事業では、準委任契約及び派遣

契約並びに請負契約に加えて、製品・ライセンスの販売及び保守契約があります。
準委任契約及び派遣契約並びに請負契約の履行義務を充足する時点はITサービス事業と概ね同一であります。製品・ライセンスの販売に関しては、顧客に販売した時点で収益を認識しております。また、製品・ライセンスの保守については、役務提供期間にわたり収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5年間又は10年間の定額法により償却しております。

5．その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
当社グループの譲渡制限付株式報酬制度に基づき、いわゆる現物出資構成により当社の取締役及び従業員並びに当社の連結子会社の取締役の一部に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。
また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	938,002千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。課税所得は、翌連結会計年度の事業計画の前提となった数値に基づき、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報と整合するように調整し見積っております。翌期を超える期間の各連結会計年度の課税所得については、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は逓減する成長率の仮定をおいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2．退職給付債務の算定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
退職給付に係る負債（原則法）	1,580,716千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社企業グループのうち、一部の会社は積立型の確定給付制度を採用し、かつ退職給付債務の算定にあたって原則法を採用しております。原則法による退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の仮定には、割引率のほか、退職率、予想昇給率、死亡率等の様々

な計算基礎があります。
　当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．減損会計における将来キャッシュ・フロー

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	89,459千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

　当社グループのうち、減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、翌連結会計年度の事業計画の前提となった数値に基づき、経営環境等の外部要因に関連する情報や当社グループが用いている内部の情報と整合するように調整し、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っております。翌期を超える期間の各連結会計年度の将来キャッシュ・フローは、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は逓減する成長率の仮定をおいて見積っております。
　当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直し等が必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。
　当連結会計年度においては、コストの削減と業務効率の向上を目的として、当社取締役会が当社の開発拠点の一部を移転・集約することを決定したことから、当連結会計年度において減損損失を89,459千円計上しております。

4．ソフトウェアの請負契約におけるプロジェクト原価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
インプット法により計上した売上高	374,398千円
受注損失引当金	43,057千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、ソフトウェアの請負契約のうち一定のものに対してインプット法により収益を認識しており、また、損失が見込まれる請負契約について受注損失引当金を計上しております。これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る原価（プロジェクト原価）を見積ることが必要不可欠であります。

プロジェクト原価は、通常、請負契約ごとの特性（顧客やエンドユーザーの属する業種、要件、開発期間、必要となる技術や要員・工数等）に関する仮定に基づく見積りを行いますが、特にインプット法による収益の認識又は受注損失引当金の対象となるプロジェクト原価については、事業部門・品質管理部門だけでなく経理部門も参画してレビューを実施することにより、インプット法により認識した収益や受注損失引当金の過少計上・過大計上が生じないようにするための予防的措置をとっております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、インプット法により認識した収益や受注損失引当金繰入額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　964,214千円

（連結損益計算書に関する注記）

売上高のうち顧客との契約から生じる収益の額　　58,760,592千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　42,000,000株

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,400,382	1,404,098	2,042,262	762,218

（変動事由の概要）
増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得	3,716株
2024年７月１日付の株式分割（１：２）	1,400,382株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	42,262株
自己株式の消却	2,000,000株

３．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2024年５月15日取締役会	普通株式	556,189	27.00	2024年３月31日	2024年６月24日
2024年11月６日取締役会	普通株式	783,110	19.00	2024年９月30日	2024年12月２日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決　　議	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2025年５月16日取締役会	普通株式	利益剰余金	948,468	23.00	2025年３月31日	2025年６月23日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループの主な資金需要は、運転資金、設備投資資金、M&A・アライアンスのための投資資金及び研究開発資金等であります。これらの資金につきましては営業活動による収入のほか、安定的な支払能力を確保するため、資金繰りの状況や金融情勢を勘案し、銀行からの借入れにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式、投資信託及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主にM&A・アライアンスに必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、営業債権について、販売管理規則に従い与信管理及び期日管理を行っております。

②市場リスクの管理

当社は、有価証券及び投資有価証券について、有価証券管理規則に従い運用を行っており、有価証券については定期的に時価の算定に必要な情報の収集を行っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	15,334,671	15,334,671	—
(2) 売掛金	10,106,343	10,099,493	△6,849
(3) 電子記録債権	485,899	485,899	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①売買目的有価証券	110,375	110,375	—
②その他有価証券	8,070,542	8,070,542	—
資産計	34,107,832	34,100,983	△6,849

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 買掛金	2,687,261	2,687,261	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 長期借入金	1,603,610	1,597,828	△5,781
(4) リース債務	17,176	16,941	△235
(5) 長期未払金	52,772	51,446	△1,326
負債計	4,460,821	4,453,478	△7,342

(*) 市場価格のない株式等は、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式等	738,675千円

(注１) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	15,334,671	—	—	—
売掛金	9,771,181	335,161	—	—
電子記録債権	485,899	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 社債	149,467	—	94,582	—
(2) その他	555,996	696,960	160,602	147,048
合計	26,297,217	1,032,121	255,184	147,048

(注２) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	443,336	398,336	381,938	380,000	—	—
リース債務	4,405	3,794	3,475	3,475	2,027	—
合計	547,741	402,130	385,413	383,475	2,027	—

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
(1)売買目的有価証券				
株式	110,375	—	—	110,375
(2)その他有価証券				
①株式	5,712,085	—	—	5,712,085
②債券				
社債	—	244,049	—	244,049
その他	—	—	1,116,148	1,116,148
③その他	910,734	87,523	—	998,257
資産計	6,733,195	331,573	1,116,148	8,180,917

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
売掛金	—	10,099,493	—	10,099,493
電子記録債権	—	485,899	—	485,899
資産計		10,585,393		10,585,393
買掛金	—	2,687,261	—	2,687,261
短期借入金	—	100,000	—	100,000
長期借入金	—	1,597,828	—	1,597,828
リース債務	—	16,941	—	16,941
長期未払金	—	51,446	—	51,446
負債計	—	4,453,478	—	4,453,478

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債、その他債券の一部及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託の一部は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債、その他債券の一部及び投資信託の一部は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。また、上記以外のその他債券については、金融機関以外の第三者から入手した価格に基づいて算定しており、その時価をレベル３の時価に分類しております。

売掛金及び電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務及び長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 その他債券	合計
期首残高	985,915	985,915
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上	—	—
その他の包括利益に計上(*1)	14,641	14,641
購入、売却、発行及び決済		
購入	665,946	665,946
売却	△550,354	△550,354
発行	—	—
決済	—	—
期末残高	1,116,148	1,116,148
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—

(*1)　連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額」の「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(*2)　レベル３に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明

当社が保有するその他債券の時価の評価は、当社の社内規程等に従い、第三者から入手した価格の妥当性について財務経理部が検証したうえで使用する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	ITサービス事業				デジタルソリューション事業	
	エンタープライズ	金融	製造	計		
収益及びキャッシュ・フローに不確実性が認められる財又はサービス（注）	340,761	—	60,828	401,589	—	401,589
上記以外の財又はサービス	21,710,145	17,165,646	14,805,607	53,681,399	4,677,602	58,359,002
顧客との契約から生じる収益	22,050,907	17,165,646	14,866,436	54,082,989	4,677,602	58,760,592
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	22,050,907	17,165,646	14,866,436	54,082,989	4,677,602	58,760,592

(注) 「収益及びキャッシュ・フローに不確実性が認められる財又はサービス」には、発生したコストによるインプット法に基づき期末時点で概算した収益や、派遣契約に関して期末までの経過期間に対応して概算した収益等の合計金額を記載しております。これらの金額のうち、発生したコストによるインプット法に基づき期末時点で概算した収益は、「ITサービス事業」セグメントの「エンタープライズ」区分に係るものが340,144千円、「製造」区分に係るものが34,253千円であります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) ITサービス事業

当社グループでは、ITサービス事業において、主として日本国内の顧客に対して、主にエンタープライズシステム、金融システム、組込みシステム、AIシステム、モバイルシステム、プラットフォーム、アジャイル開発・ニアショア開発・オフショア開発、RPA導入支援、データアナリティクス、UXデザインといったコンサルティング並びにIT企画・開発・保守の総合サービスを行っております。サービス内容は多岐にわたりますが、顧客との契約形態は、顧客の要求やソフトウェアの開発段階に応じて、準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に大別されます。

準委任契約及び派遣契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任は有しておりません。したがって、当社グループが履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受できると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りに当たっては、顧客に提供したサービスの工数や作業時間等の指標というアウトプットが、労働力の提供という履行義務の充足の程度を最も適切に描写するものと判断しております。また、準委任契約及び派遣契約では、取引価格の体系は契約時に確定しているため変動対価は含まれておりません。取引の対価は役務提供完了後概ね１～２ヶ月以内に受領しており（契約内容によっては前受金を受領することがあります。）、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任を有しております。したがって、請負契約では、通常、当社グループによる義務の履行が、(a)資産を創出又は増価させ、その創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配するケース、あるいは、(b)別の用途に転用することができない資産が生じ、当社グループが義務の履行を完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有しているケースのいずれかに該当すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りに当たっては、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合というインプットを用いることが、システムやソフトウェアの制作という履行義務の充足の程度を最も適切に描写するものと判断しております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

請負契約では、取引価格は契約時に確定しているため変動対価は含まれておりません。取引の対価は成果物の検収後概ね１～２ヶ月以内に受領しており（契約内容によっては前受金を受領することがあります。）、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

当社グループは請負契約に関して民法上の契約不適合責任を負っております。すなわち、顧客に引き渡した成果物が契約内容に適合しない場合には、当社グループは顧客の追完請求権に応じる責任を有します。各報告期間末時点で当該責任が発生している場合に、当社グループは受注損失引当金を認識いたします。当社グループが各報告期間末時点でインプット法を適用している請負契約に関しては、期間がごく短いプロジェクトと異なり、取引価格や履行義務の充足のために投入されるコストが高額になる傾向にあるため、収益や受注損失引当金の認識、対価の回収可能性といった財務報告に係る不確実性が極めて高いことから、当社グループの連結計算書類の作成に係る重要なテーマであると判断しております。

(2) デジタルソリューション事業

当社グループでは、デジタルソリューション事業において、主として日本国内の顧客に対して、主にクラウド、Robotics、AI&Data、セキュリティ、UX/UIといった顧客のDX実現を支援する製品・サービスからなるソリューション群の提供を行っております。デジタルソリューション事業では、準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に加えて、製品・ライセンスの販売及び保守契約があります。

準委任契約及び派遣契約並びに請負契約の履行義務を充足する通常の時点並びに収益認識の方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠は、ITサービス事業と概ね同一であります。製品・ライセンスの販売に関しては、顧客に販売した時点で履行義務の充足時点すなわち収益の認識時点としておりますが、これは当該時点が製品・ライセンスの法的所有権、物理的占有、製品の所在に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。製品・ライセンスの保守については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務提供期間にわたり収益を認識しております。

デジタルソリューション事業では、取引価格の体系は契約時に確定しており変動対価は含まれておりません。取引の対価は、製品・ライセンスの販売については引渡し後概ね１～２ヶ月以内に受領しており、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。また、製品・ライセンスの保守については役務提供期間開始に先立って前受金を受領することが通常です。

(3) 本人と代理人の区分

IT産業の慣行として口座新設の省略による取引時間の短縮や信用補完を目的とした仲介取引が存在しており、当社グループは原則として関与しない方針ではありますが、ごく稀に顧客との間でこのような契約を締結することがあります。この場合、当社グループは在庫リスクや価格裁量権を有していないと認められることから、代理人として取引を行っていると判断しております。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,535,746	10,592,242
契約資産	427,904	383,291
契約負債	128,625	349,171

契約資産は、主に顧客との請負契約及び派遣契約について期末日時点で履行義務を充足したため収益を認識しているが未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、契約書の内容に従い、顧客の検収又は役務提供の完了をもって請求し、概ね１～２ヶ月以内に受領しております。なお、契約によっては前受金を受領することがあり、その場合には契約資産から直接減額しております。

契約負債は、主に時の経過に応じて収益を認識する顧客との製品・ライセンスの保守契約について、契約書に基づき顧客から受け取った役務提供期間に係る前受収益及び顧客との請負契約について、契約書に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は128,625千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
１年以内	13,198,790
１年超２年以内	11,203
合計	13,209,993

(１株当たり情報に関する注記)

１株当たり純資産額	747円27銭
１株当たり当期純利益	106円89銭

(注) 当社は、2024年７月１日付で普通株式１株に対し普通株式２株の割合で株式分割を行いました。１株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

（自己株式の取得）

当社は、2025年５月９日付の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による当社定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

①	取得する株式の種類	当社普通株式
②	取得する株式の数	1,000,000株（上限）
③	株式の取得価額の総額	1,500,000千円（上限）
④	株式取得の期間	2025年５月12日～2025年11月28日
⑤	取得方法	東京証券取引所における市場買付け

（その他の注記）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

税法の改正に伴い、2026年４月１日以降に開始する各連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が7,984千円減少し、その他有価証券評価差額金が38,317千円、退職給付に係る調整累計額が1,430千円それぞれ増加し、法人税等調整額が28,902千円減少しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,133,965**	**流動負債**	**7,108,583**
現金及び預金	7,439,280	買掛金	1,223,555
電子記録債権	366,449	関係会社短期借入金	2,600,000
売掛金	5,652,787	1年内返済予定の長期借入金	440,000
契約資産	233,759	未払金	346,467
有価証券	815,839	未払費用	293,764
商品及び製品	377	未払法人税等	504,473
仕掛品	72,709	未払事業所税	26,072
未収入金	48,907	未払消費税等	411,933
その他	503,853	預り金	58,354
		契約負債	14,261
固定資産	**16,937,598**	賞与引当金	1,035,737
有形固定資産	**310,428**	役員賞与引当金	16,460
建物	226,442	受注損失引当金	35,127
工具、器具及び備品	83,986	その他	102,377
		固定負債	**1,673,714**
無形固定資産	**289,720**	長期借入金	1,155,000
のれん	41,786	退職給付引当金	178,489
ソフトウエア	238,310	資産除去債務	45,897
その他	9,623	繰延税金負債	272,727
		長期未払金	21,600
投資その他の資産	**16,337,449**	**負債合計**	**8,782,298**
投資有価証券	7,620,061	純資産の部	
関係会社株式	7,678,592	**株主資本**	**20,301,407**
関係会社出資金	53,930	**資本金**	**2,514,875**
敷金及び保証金	875,955	**資本剰余金**	**2,998,808**
保険積立金	44,693	資本準備金	2,998,808
その他	166,639	**利益剰余金**	**15,279,260**
貸倒引当金	△102,425	利益準備金	78,289
		その他利益剰余金	15,200,971
		別途積立金	2,410,000
		繰越利益剰余金	12,790,971
		自己株式	**△491,536**
		評価・換算差額等	**2,987,858**
		その他有価証券評価差額金	2,987,858
		純資産合計	**23,289,265**
資産合計	**32,071,564**	**負債純資産合計**	**32,071,564**

損 益 計 算 書

（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		30,885,666
売上原価		24,745,865
売上総利益		**6,139,801**
販売費及び一般管理費		2,469,500
営業利益		**3,670,301**
営業外収益		
受取利息	2,612	
有価証券利息	227,550	
受取配当金	542,280	
有価証券売却益	18,062	
デリバティブ評価益	30,103	
その他	35,737	856,346
営業外費用		
支払利息	38,269	
有価証券評価損	25,436	
投資顧問料	131,692	
寄付金	5,000	
その他	1,816	202,215
経常利益		**4,324,432**
特別利益		
投資有価証券売却益	173,288	
投資有価証券償還益	57,315	
保険解約返戻金	11,599	
関係会社株式売却益	1	242,204
特別損失		
固定資産除却損	4,723	
投資有価証券売却損	5,380	
投資有価証券評価損	23,209	
事務所移転費用	4,150	
減損損失	89,459	
損害補償損失	85,475	212,399
税引前当期純利益		**4,354,237**
法人税、住民税及び事業税	1,024,963	
法人税等調整額	20,108	1,045,072
当期純利益		**3,309,164**

株主資本等変動計算書

（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
			自己株式処分差益		別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,514,875	2,998,808	—	78,289	2,410,000	12,088,236
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,339,300
当期純利益						3,309,164
自己株式の処分			27,309			
自己株式の消却			△1,294,440			
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,267,130			△1,267,130
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	702,734
当期末残高	2,514,875	2,998,808	—	78,289	2,410,000	12,790,971

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,813,333	18,276,876	2,924,292	2,924,292	21,201,169
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,339,300			△1,339,300
当期純利益		3,309,164			3,309,164
自己株式の処分	27,356	54,666			54,666
自己株式の消却	1,294,440	—			—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			63,565	63,565	63,565
事業年度中の変動額合計	1,321,796	2,024,531	63,565	63,565	2,088,096
当期末残高	△491,536	20,301,407	2,987,858	2,987,858	23,289,265

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 … 時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産 … 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品　　個別法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 … 定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産 … 定額法によっております。ただし、ソフトウェアについては、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（３年）に基づく定額法により、のれんについてはその効果が見積もられる期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞　与　引　当　金… 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当期負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金… ソフトウェアの請負契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

４．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(1) ITサービス事業

ITサービス事業においては、主にエンタープライズシステム、金融システム、組込みシステム、AIシステム、モバイルシステム、プラットフォーム、アジャイル開発・ニアショア開発・オフショア開発、RPA導入支援、データアナリティクス、UXデザインといったコンサルティング並びにIT企画・開発・保守の総合サービスを行っております。サービス内容は多岐にわたりますが、顧客との契約形態は、顧客の要求やソフトウェアの開発段階に応じて、準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に大別されます。

準委任契約及び派遣契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任は有しておりません。また、請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。

ソフトウェアの準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗

度の測定は、準委任契約及び派遣契約に関しては、契約の内容に応じて、提供したサービスの工数や作業時間等の指標に基づいて行っており、請負契約に関しては、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、請負契約については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) デジタルソリューション事業

デジタルソリューション事業においては、主にクラウド、Robotics、AI&Data、セキュリティ、UX/UIといった顧客のDX実現を支援する製品・サービスからなるソリューション群の提供を行っております。デジタルソリューション事業では、準委任契約及び派遣契約並びに請負契約に加えて、製品・ライセンスの販売及び保守契約があります。

準委任契約及び派遣契約並びに請負契約の履行義務を充足する時点はITサービス事業と概ね同一であります。製品・ライセンスの販売に関しては、顧客に販売した時点で収益を認識しております。また、製品・ライセンスの保守については、役務提供期間にわたり収益を認識しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、いわゆる現物出資構成により当社の取締役及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	―千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2．退職給付債務の算定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
退職給付引当金	178,489千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．減損会計における将来キャッシュ・フロー

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
減損損失	89,459千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4．ソフトウェアの請負契約におけるプロジェクト原価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
インプット法により計上した売上高	226,749千円
受注損失引当金	35,127千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額		733,980千円
2．関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	29,935千円
(区分掲記されたものを除く。)	短期金銭債務	75,149千円

(損益計算書に関する注記)

1．関係会社との取引	売上高	30,288千円
	営業費用	870,767千円
	営業外収益	464,114千円
	営業外費用	27,947千円
2．売上高のうち顧客との契約から生じる収益の額		30,885,666千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式（株）	1,400,382	1,404,098	2,042,262	762,218

（変動事由の概要）
増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得	3,716株
2024年７月１日付の株式分割（１：２）	1,400,382株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	42,262株
自己株式の消却	2,000,000株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	317,142千円
賞与引当金に係る法定福利費	42,939
未払事業税	48,595
長期未払金（役員退職慰労金）	6,808
一括償却資産	11,337
退職給付引当金	529,059
会員権評価損	6,105
資産除去債務	36,902
投資有価証券評価損	196,035
関係会社株式評価損	166,860
その他	142,924
繰延税金資産小計	1,504,712千円
評価性引当額	△399,556
繰延税金資産合計	1,105,155千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,373,828千円
建物（資産除去債務）	△4,054
繰延税金負債合計	△1,377,883千円
繰延税金負債純額	△272,727千円

（関連当事者との取引に関する注記）

当社の子会社・関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱アイオス	直接 100.0	—	資金の借換（注）	1,000,000	関係会社短期借入金	1,000,000
				利息の支払い	10,000	—	—
子会社	クレスコ・イー・ソリューション㈱	直接 100.0	役員の兼任（1名）	資金の借換（注）	500,000	関係会社短期借入金	500,000
				利息の支払い	4,997	—	—
子会社	㈱シースリー	直接 100.0	役員の兼任（1名）	資金の借換（注）	100,000	関係会社短期借入金	200,000
				資金の借入（注）	100,000		
				利息の支払い	2,000	—	—
子会社	㈱クレスコ・デジタルテクノロジーズ	直接 100.0	—	資金の借換（注）	500,000	関係会社短期借入金	500,000
				利息の支払い	5,000	—	—
子会社	㈱クレスコ・ジェイキューブ	直接 100.0	—	資金の借入（注）	100,000	関係会社短期借入金	100,000
				資金の返済	400,000	—	—
				利息の支払い	2,950	—	—
子会社	クレスコ北陸㈱	直接 100.0	—	資金の借換（注）	100,000	関係会社短期借入金	100,000
				利息の支払い	1,000	—	—
子会社	㈱クレスコ・ネクシオ	直接 100.0	—	資金の借換（注）	200,000	関係会社短期借入金	200,000
				利息の支払い	2,000	—	—

(*)　取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。返済期間は期間１年内、一括返済としております。なお、担保は差し入れておりません。

（収益認識に関する注記）

収益認識を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	564円76銭
１株当たり当期純利益	80円29銭

（注）当社は、2024年７月１日付で普通株式１株に対し普通株式２株の割合で株式分割を行いました。１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

（自己株式の取得）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

（その他の注記）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

税法の改正に伴い、2026年４月１日以降に開始する各事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が21,221千円減少し、その他有価証券評価差額金が38,280千円増加し、法人税等調整額が17,058千円減少しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月14日

株式会社クレスコ
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　猿 渡 裕 子
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　後 藤 秀 洋

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社クレスコの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月14日

株式会社クレスコ
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	猿 渡 裕 子
指定社員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 秀 洋

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クレスコの2024年４月１日から2025年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月16日

株式会社クレスコ　監査等委員会

監査等委員　髙　石　　哲　㊞

監査等委員　佐　藤　治　夫　㊞

監査等委員　前　川　昌　之　㊞

（注）監査等委員佐藤治夫及び前川昌之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

CRESCO

ブランドマークのデザインコンセプト

CHALLENGER WILDCARD

シンボルマーク（チャレンジャー・ワイルドカード）は、
ワイルドカード記号として用いられる「＊（アスタリスク）」がモチーフ。
あらゆる対象にマッチするワイルドカードのように、枠に囚われない考え方や開発に挑戦し、
社会を前進、成長させるクレスコの姿を表現しています。
ブランドカラー「アドバンス・オレンジ」は「力強い前進」を、
「トラスト・ブラック」は「確かな信頼」を表しています。

株主総会会場のご案内

会　場

東京都港区高輪4-10-30
品川プリンスホテル メインタワー34階　「ルビー34」
TEL：03-3440-1111

交　通

ＪＲ線・京浜急行線「品川駅」の「高輪口」から徒歩約２分

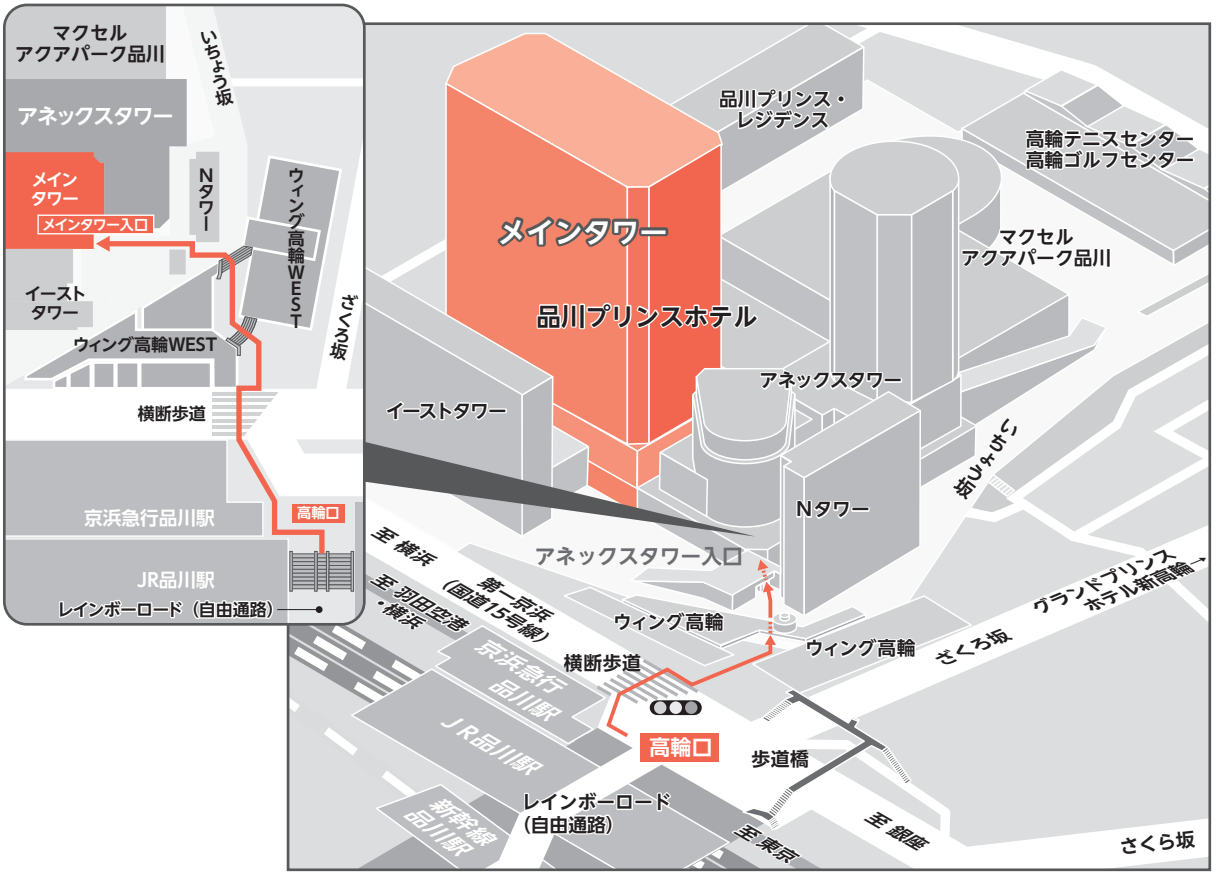

本総会では、お土産の配布はございません。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。